

地
方
公
共
團
體

日本弁護士連合会懲戒処分、公立学校
教育職員免許状失効・失效取消、行
旅死亡人、無縫墳墓等改葬、押収物
還付関係

特
殊
法
人
等

裁判所
破産、免責関係

日本弁護士連合会懲戒処分、公立学
校共済組合役員の退職及び就職関係

諸事項

〔公 告〕

○航路標識に関する件(海上保安庁三二)

〔その他告示〕

○動物用医薬品等取締規則の一部を改
正する省令(農林水産三)

○動物用医薬品及び医薬品の使用の規
制に関する省令の一部を改正する省
令(同四)

〔省 令〕

目 次



(号外) 外
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

会社その他
会社決算公告

三 六 三 二 一

四三



○農林水産省令第三号

省 令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十
五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」といふ)に対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

	改	正	後	改	正	前
別表第一(第百六十三条関係)				別表第二(第百六十三条関係)		
毒薬 (略)				毒薬 (略)		
劇薬	一～十七	(略)		一～十七	(略)	
	十八 d-クロプロステノール、その塩類及びそれらの製剤			十八 d-クロプロステノール及びその製剤		
	十九～六十三	(略)		十九～六十三	(略)	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四回

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条の四第一項の規定に基づいて、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(平成二十五年農林水産省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加へる。

	改	正	後		改	正	前
別表第一(第2条、第4条及び第5条関係)							
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
クロプロステノール 又はそのナトリウム 塩を有効成分とする 注射剤	牛	1日量として1頭当たり クロプロステノール として0.5mg以下の量 を筋肉内に注射するこ と。	(略)	クロプロステノール 又はそのナトリウム 塩を有効成分とする 注射剤	牛	1日量として1頭当たり 0.5mg以下の量を筋 肉内に注射すること。	(略)
豚		1日量として1頭当たり クロプロステノール として0.175mg以下の量 を筋肉内に注射するこ と。	(略)	豚	1日量として1頭当たり 0.175mg以下の量を筋 肉内に注射すること。	(略)	

○海上保安庁告示第三号 航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二 十四条の規定により、次のように告示する。 令和八年一月二十一日											
その他告示											
)の省令は、公布の日から施行する。											
附 則											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略)											
(略)											
注 1 ~ 20 (略											

五 令和八年一月二十一日 水曜日 官 報 (号外第 13 号)

(号外第 13 号)

記点灯年月日											
事											
一 白光は、二四七・五度を示す。五度は、それぞれ水路の左舷五・右舷側を示す。											
二 北海道才木ツク総合振興局産業振興部水産課管理											
神戸シエルブリカンツジャパンC桟橋施設灯											
阪神港神戸区(神戸須磨防波堤灯台)東北(約五七〇メートル)											
三五一一三八一三四											
一三五一一〇八一三二											
令和七年八月四日											
三五一一三四一五七											
一三九一一五〇一五七											
令和七年八月六日											
東京新海面処分場DプロックH											
東京新海面処分場DプロックH											
所の南方約三・八キロメートル											
所の南方約三・六キロメートル											
所の南方約三・九キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											
所の南方約三・四キロメートル											

公 告

概 論

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第55号

沖縄県国頭郡本部町字具志堅1975番地
債務者 ブルーテック株式会社
代表者代表取締役 平安 正人
1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮國 英達
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年2月27日午前11時30分

那覇地方裁判所名護支部

令和7年(フ)第746号

相模原市中央区青葉3丁目31番地26号
債務者 有限会社ホットマン
代表者取締役 井上 淳子
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松浦 薫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月3日午後2時15分

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第2935号

愛知県日進市梅森町新田135番地の450
債務者 株式会社サンコー
代表者代表取締役 鈴木眞澄子
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤亜沙子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月17日午前10時

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1019号

兵庫県宝塚市泉町25番1号
債務者 株式会社ウッドワン関西
代表者代表取締役 鳥井 聰
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 米田 紀子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月18日午前11時
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第148号

神奈川県藤沢市片瀬海岸1丁目7番25号
債務者 株式会社W E d g e
代表者代表取締役 締引 健太
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高梨 亮輔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月23日午後1時30分

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第149号

神奈川県藤沢市片瀬海岸1丁目7番25~401
号
債務者 合同会社D o t . c o l l e c t o r
代表者代表社員 締引 健太
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高梨 亮輔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月23日午後1時30分

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第150号

神奈川県横浜市港北区篠原西町6番24号テラ
ス西町A棟
債務者 株式会社a t t i c b a s e
代表者代表取締役 締引 健太
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高梨 亮輔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月23日午後1時30分

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第159号

茨城県高萩市石滝2207番地の9
債務者 株式会社オカダ
代表者代表取締役 岡田 勝
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 近藤 譲之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月23日午後1時20分

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第377号

奈良県桜井市大字吉備239番地の1
債務者 中村木工株式会社
代表者代表取締役 中村 達
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 後藤 周平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月13日午前10時5分

奈良地方裁判所所破産係

令和7年(フ)第337号

福岡県うきは市浮羽町山北1645番地3
債務者 農業生産法人株式会社80 f a r m
代表者代表取締役 佐々木浩喜
1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 市橋 康之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月13日午後3時

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第190号

大津市月輪1丁目6番1号
債務者 株式会社E i g h t F i e l d J
apan
代表者代表取締役 八田 輝彦
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 村山 永

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月15日午前10時

大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第66号

長崎県島原市中組町275番地
債務者 有限会社辰巳屋總本店
代表者代表取締役 廣瀬 寛信
1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡田雄一郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月17日午後2時30分

長崎地方裁判所島原支部破産係

令和7年(フ)第575号

大分県速見郡日出町3479番地1
債務者 FULL A T H L E T E 株式会社
代表者代表取締役 古野 光一
1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 寺崎 直史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告

の期日 令和8年4月17日午前11時
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第229号

新潟県十日町市田中町西24番地
債務者 有限会社小川電機商会
代表者取締役 小川 義弘
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 俊介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月21日午前11時50分

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第261号

山形県天童市五日町1丁目2番5号
債務者 株式会社あさひ
代表者代表取締役 萩原 誠
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 村山 永
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月23日午前10時45分

山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1408号

仙台市宮城野区新田3丁目19番30号 小鶴參
番館106号室
債務者 株式会社プロジェクト・ゼロ
代表者代表取締役 浅野 秀一

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森田 新司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月24日午後1時30分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第411号

岡山県倉敷市真備町岡田132番地3 (102)
債務者 大三運送有限会社
代表者代表取締役 佐藤 正司
1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森下 裕貴
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月30日午後1時30分

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第323号 長崎県長崎市天神町3番26号 債務者 株式会社介護の泉 代表者 代表取締役 太田 靖 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平山 愛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時 長崎地方裁判所民事部破産係 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第47号 宮城県気仙沼市田中前1丁目1番地9 債務者 菅原 義照 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東 忠宏 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月24日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所気仙沼支部	令和7年(フ)第887号 川崎市川崎区小田2丁目17番6号 ウィルハイム小田 102 債務者 山村 政幸 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月11日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第923号 川崎市幸区南加瀬3丁目7番33-307号 グリシーヌT 債務者 加藤 永崇 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月11日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第933号 川崎市幸区南幸町3丁目97番地 リバーセンタービル 701 債務者 當銘紗央莉 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植原 健一 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月11日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第2301号 東京都日野市大字宮269番地の1日野荘 債務者 阿部 次郎 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三井 浩之 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月17日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第2318号 東京都府中市本町1丁目1番地の1トゥール・プラン401 債務者 奥山 璃空 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 成瀬 大輔 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月17日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第1091号 東京都八王子市館町2895番地1 ヴァン・ヴェールT A T E 411号 債務者 伊勢谷紳祐 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 周 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月17日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 東京地方裁判所上田支部	令和7年(フ)第135号 長野県上田市中之条400番地1 債務者 長谷川 慎 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 滝澤 修一 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月25日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 長野地方裁判所上田支部
--	--	--	--	---	--	---	---	---	---

令和7年(フ)第204号

北海道帯広市西十二条南4丁目29番13号 武田方、住民票上の住所北海道帯広市東4条南14丁目6番地3 クラックスハイム第3帯広501

債務者 JAZZ Bar 角笛こと 赤木 巨照

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒木 樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月20日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第426号

静岡県浜松市中央区福島町358番地の1
債務者 比屋根 誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 望月 彰史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月25日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第225号

千葉県旭市井戸野4272番地12
債務者 伊藤 元広

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久保 隼哉
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月13日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第875号

川崎市多摩区南生田4丁目3番8号 ビューテラス南生田 206
債務者 加藤 司

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 克己
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月14日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第861号

川崎市川崎区藤崎4丁目9番1-808号
債務者 千葉 広道

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 恵太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月22日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第892号

川崎市川崎区桜本1丁目11番13号 ユナイトさくらランギー二 206
債務者 favoriteこと favor ite and kidsこと 小川 亜希

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡部 源
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月22日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第158号

栃木県足利市赤松台2丁目19番地4

- 債務者 上村 曜音
- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第160号

栃木県佐野市堀米町3905番地4 グループホーム みんなの家、旧住所栃木県佐野市多田町1036番地
債務者 古川 楓

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第376号

山梨県笛吹市一宮町小城208番地 メープルサンリバー111号
債務者 奈良田俊仁

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第165号

香川県坂出市林田町1960番地7 新林田団地A棟201号
債務者 町川美喜枝

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時15分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第167号

香川県丸亀市垂水町914番地19

債務者 二見 大樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第330号

沖縄県中頭郡北谷町字吉原790番地4 ガストハウス エスペランサ106 (住民票上の住所) 沖縄県中頭郡北谷町字吉原790番地4 ゲストハウス エスペランサ108
債務者 清島 健太

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第457号

静岡県浜松市中央区小豆餅2丁目13番2号小豆餅東海ハイツ4-C

債務者 門田 広美 (旧姓佐藤)

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第5171号

大阪府門真市栄町5番6-705号

債務者 矢野 恒章

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5176号

大阪市東淀川区南江口1丁目2番98-308号

債務者 米津 竜哉

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5596号	大阪市中央区徳井町2丁目3番6-507号 債務者 岡部 万衣 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5691号	大阪府八尾市松山町2丁目8番11号、前住所 大阪府八尾市上尾町6丁目26番地 サンハイムII-201号 債務者 姉崎 理 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6101号	大阪市東淀川区豊新2丁目5番33号 ライオングループコープ 307号 債務者 清水 博央 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6230号	大阪市平野区瓜破東3丁目1番15号 グループホームのどか平野 債務者 濱邊 育美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6263号	大阪市西淀川区姫島1丁目21番17-5013号、前住所 大阪市西淀川区佃3丁目16番27号 債務者 井上凌太朗 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6404号	大阪市東淀川区上新庄2丁目4番16号 フォレストリバー 503号 債務者 湯浅 友瑛 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6405号	大阪府東大阪市荒本北1丁目3番9-410号 債務者 渡辺知佳子(旧姓北村) 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6406号	大阪府東大阪市荒本北1丁目3番9-410号 債務者 渡辺 美奈 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6509号	大阪市西淀川区歌島2丁目12番26号 ルネッサンスロションシャン 801号室 債務者 山崎大生こと 崔 善清
令和7年(フ)第6544号	大阪市北区長柄東2丁目1番24-417号 債務者 坪田 裕子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第327号	沖縄県宜野湾市志真志3丁目7番12-202号 ハッピーライフイン 債務者 野崎 愁羽 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第105号	北海道小樽市入船2丁目7番6号 レオパレス入船206号室 債務者 木村 健史 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第201号	北海道苫小牧市若草町5丁目10番21号苫都病院、前住所 北海道苫小牧市字錦岡647番地の14グループホーム幸福の里あすか 債務者 柴村 獻 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第207号	青森県八戸市長苗代3丁目4番18号 メゾンリビエール102 債務者 高屋敷春未(旧姓坂本) 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第1244号	仙台市青葉区荒巻本沢2丁目19番16号 ハイツ荒巻101、従前の住所仙台市青葉区北山1丁目23番10号 メゾン北山203 債務者 関根 正平 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1461号	仙台市泉区泉ヶ丘3丁目9番32号 第3コーポスガワラ201 債務者 渡邊 ルミ 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1487号	仙台市青葉区落合3丁目1番10号 債務者 須貝 美和 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1496号	宮城県岩沼市早股字猫原1番地の20 債務者 太田 猛

令和7年(フ)第555号	新潟市東区中山6丁目13番38号 債務者 上石 舞衣 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第1497号	宮城県岩沼市早股字猫原1番地の20 債務者 太田 勇樹 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第320号	茨城県土浦市木田余4788番地7 債務者 高橋 叶夢 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第40号	千葉県館山市沼1046番地の4 債務者 石田 重行 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係
令和7年(フ)第391号	新潟県燕市吉田曙町10番19号、前住所新潟県燕市吉田堤町5番33号 シャルム堤Ⅱ 10号 債務者 森田 大成 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係
令和7年(フ)第39号	長野県上田市岩下250番地ホワイトパレス岩下203号 債務者 東方 紅葉(旧姓竹内)
令和7年(フ)第721号	静岡市清水区永楽町15番27号 債務者 若月左和子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第73号	新潟市西区真砂1丁目11番18号 債務者 佐藤 一之 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第364号	山梨県甲府市上阿原町620番地3 債務者 吉里 理美 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第752号	静岡市葵区安倍口団地3番16-35号 債務者 尾崎 佑 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第92号	三重県伊賀市久米町240番地の9 グループホーム久米、前住所三重県伊賀市上野桑町1671番地 債務者 永井 祐次 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ)第328号	兵庫県桑名市多度町香取339-1 M&M21 多度 205号室、住民票上の住所神奈川県横浜市南区大岡一丁目17番5号 ウイング弘明寺105 債務者 戸野口拓真 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第339号	奈良市桑名市大字東野35番地 ピースフルハイツⅡ-209、前住所三重県桑名市大字矢田459番地 セレーノA棟201号 債務者 庭 なみ子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第346号	三重県桑名市大字東野35番地 ピースフルハイツⅡ-209、前住所三重県桑名市大字矢田459番地 セレーノA棟201号 債務者 庭 なみ子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第615号	三重県桑名市大字東野35番地 ピースフルハイツⅡ-209、前住所三重県桑名市大字矢田459番地 セレーノA棟201号 債務者 庭 なみ子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第615号	兵庫県姫路市大津区西土井81番地 債務者 國次 福子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第623号	兵庫県姫路市青山6丁目42番12-102号 コーポ青山Ⅲ 債務者 櫻井 憲子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第308号	奈良市南京町4丁目341番地の3 高堂アパート201号 債務者 村岡 修 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第317号	奈良市生駒郡三郷町勢野北4丁目13番1号 債務者 南田喜代治 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第336号	奈良市神功1丁目6番地 平城第1団地23-505 債務者 石川 泰志 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第337号	奈良市神功1丁目6番地 平城第1団地23-505 債務者 石川美智代 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第145号	奈良市橿原市見瀬町130番地 債務者 的場 一浩 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第176号	鳥取県米子市立町2丁目54番地 ベルトピア立町103号、旧住所鳥取県米子市天神町1丁目71番地4 債務者 小池ゆかり 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第184号	鳥取県米子市赤井手233番地、旧住所鳥取県米子市蚊屋211番地18 債務者 安藤 大翔 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第49号	徳島県美馬郡つるぎ町半田字松生134番地 グリーンハイツ松田301号室、住民票上の住所徳島県三好市三野町清水795番地1 債務者 上田 美奈 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 徳島地方裁判所美馬支部

令和7年(フ)第63号	福岡県八女市立花町北山2928番地15 北山団地24号、前住所佐賀県鹿島市大字納富分2981番地8 債務者 鵜木 梨乃(旧姓吉田) 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所八女支部破産係
令和7年(フ)第69号	福岡県筑後市大字蔵数521番地7 松福園七番館202号 債務者 野田 豊 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所八女支部破産係
令和7年(フ)第72号	福岡県筑後市大字上北島355番地 市営住宅上北島団地13号、前住所兵庫県西脇市野村町1790番地の648 レオパレス上の段209号 債務者 樽見 一了 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所八女支部破産係
令和7年(フ)第86号	熊本県荒尾市川登1907番地175 債務者 井上 恵 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所八女支部破産係

令和7年(フ)第553号	大分市大字葛木787番地の1 スリーゼハイツ葛木A202 債務者 梶原 彰悟 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和7年(フ)第563号	大分県別府市大字北石垣922番地の2 寺林アパート2F 債務者 藏吉 孝幸 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和7年(フ)第564号	大分県別府市大字北石垣922番地の2 寺林アパート2F 債務者 藏吉智恵美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第580号	宮崎市祇園4丁目78番地1 第2祇園ハイツ205号 債務者 山下みつよ 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第66号	鹿児島県大島郡喜界町大字赤連2966番地18 債務者 長島 稔 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第67号	鹿児島県大島郡徳之島町亀津4811番地22 債務者 石橋 泉 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第581号	宮崎市生目台東4丁目5番地1 市営住宅204棟14号 債務者 藤井 敏	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1543号 京都府八幡市欽明台西39番地1 債務者 吉田 愛美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第390号 佐賀市材木町1丁目3番14号ハーモニーハイツ303、住民票上の住所佐賀市川副町大字小々森1198番地4 債務者 大塚 靖之 1 決定年月日時 令和8年1月6日前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1550号 京都市右京区嵯峨苅分町29番地10 メゾンアオヤマ 303号 債務者 伊東 良太 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月7日前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第416号 佐賀市本庄町大字本庄1147番地5 サウスコート本庄宮507号室、前住所佐賀市巨勢町大字高尾99番地6 債務者 宮原 由智 1 決定年月日時 令和8年1月6日前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1571号 京都市山科区東野門口町9番地41、前住所京都市山科区御陵鴨戸町19番地18 債務者 上田 弘美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月7日前1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第315号 佐賀市佐古三番町12番26-102号 フォート佐古 債務者 近藤 隆雄 1 決定年月日時 令和8年1月7日前1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1581号 京都府京田辺市大住平谷8番地59 ルミエール大住101 債務者 川本 悠貴 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月7日前1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第315号 福島県郡山市笛川1丁目139番地の2 フレグランス21A-103号 債務者 相原恵美子 1 決定年月日時 令和8年1月7日前1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第1264号 広島県東広島市西条町助実10007番地51 森重コープ105号 債務者 安達 佳子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月7日前1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第80号 栃木県那須塩原市西富山13番地46 債務者 石川美栄子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年(フ)第126号 広島市安佐南区八木9丁目16番20-103号 債務者 水田 藍 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月7日前1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第388号 佐賀県鳥栖市宿町807番地2 ビレッジハウスマウント3-101 債務者 廣松 仁志 1 決定年月日時 令和8年1月6日前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 佐賀地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1273号 広島市安佐南区八木9丁目16番20-103号 債務者 水田 藍 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月7日前1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第315号 福島県郡山市笛川1丁目139番地の2 フレグランス21A-103号 債務者 相原恵美子 1 決定年月日時 令和8年1月7日前1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第281号 兵庫県川西市下加茂2丁目4番2-403号 債務者 郷 経明	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月7日前1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第315号 福島県郡山市笛川1丁目139番地の2 フレグランス21A-103号 債務者 相原恵美子 1 決定年月日時 令和8年1月7日前1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第172号	富山市本町4番12-702号 コーポ本町196、前住所富山市中番144番地 債務者 浦田 忠臣 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第177号	富山市本郷町141番地4 サンクレストC棟101号 債務者 田渕 萌花(旧姓浅井) 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第195号	富山市上大久保366番地 ラ・ヴィラ大沢野407号 債務者 村松 琢磨 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1222号	広島市安佐南区伴北7丁目13番8号 債務者 井上 心都 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1259号	広島市東区馬木5丁目1248番地3 201号 債務者 吉原 美鈴

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
破産手続廃止及び免責許可決定			
令和7年(フ)第250号			
盛岡市山王町5番4号 コリーヌ・ドウ102号 債務者 松森 和明 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部			
令和7年(フ)第151号			
茨城県常陸太田市小沢町2265番地の1 破産者 石川 修 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所			
令和7年(フ)第186号			
茨城県小美玉市羽鳥2352番地1061 サンパティックM1 202号室、前住所茨城県小美玉市納場870番地66 岩瀬住宅3号 破産者 水島 真司 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所			
令和7年(フ)第218号			
茨城県常陸大宮市中富町1025番地の2 破産者 小野瀬強司 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所			

令和7年(フ) 第263号
茨城県ひたちなか市大字東石川3216番地10
破産者 伊藤 一俊
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ) 第269号
茨城県鉾田市鉾田106番地1 Eハイム N
E O D 102号室
破産者 飯島 総一
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ) 第275号
茨城県鉾田市梶山312番地19
破産者 水岡 広明
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ) 第295号
茨城県水戸市元吉田町965番地の5
破産者 野口 和彦
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ) 第37号
福岡県糟屋郡篠栗町庄1丁目2番22-602号
セレス篠栗、前住所大分県由布市湯布院町川上3717番地1 アレティアⅡ 101
破産者 後藤 拓巳
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1101号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6丁目2番1-311号、前住所福岡市博多区空港前2丁目16番30-201号 DreamStage空港Meteor
破産者 入江真奈美(旧姓村里)
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1519号
福岡市南区三宅2丁目16番34号 南大橋206号
破産者 關 奈穂子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1603号
福岡市南区清水2丁目3番8号
破産者 市川 大輔
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1792号
福岡市南区老司5丁目50番1号
破産者 中村 美保
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1855号
福岡市西区福重5丁目8番2-301号 市営福重北住宅
破産者 梅野佐保里

1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1948号

福岡県太宰府市五条1丁目7番29-402号
破産者 スナックひまわりこと 田口 愛生

1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第183号

静岡県富士宮市小泉2348番地の101、前住所
静岡県富士市永田町1丁目85番地 メゾンな
がた201号
破産者 岡本 明子(旧姓宮田)

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第1552号

福岡市中央区桜坂2丁目10番23-101号 サ
ングランデ桜坂A棟
破産者 長谷川淳一

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第182号

熊本県上益城郡益城町大字砥川2111番地14
破産者 大塚キヨミ

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第315号
熊本県上益城郡嘉島町大字上島1935番地2
破産者 山口慎太郎
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第502号
熊本市西区春日1丁目3番23号 グラン
フィーネ祇園橋903
破産者 木村 千皆
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第591号
熊本市東区佐土原2丁目1番18号
破産者 堀 アキ子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第1310号
札幌市手稲区前田1条1丁目4番3-101号
破産者 米澤 みき (旧姓小山内)
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第10号
北海道旭川市7条西6丁目3番18号
破産者 駒井 節子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第101号

北海道旭川市東光4条8丁目7番18号
破産者 曽我部勝宣

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第37号

宮城県遠田郡涌谷町字浦町19番地2
破産者 大野一博

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第53号

宮城県遠田郡美里町字峯山38番地5 樹I
202、従前の住所仙台市泉区南光台南2丁目18番6号 プレミール南光台102
破産者 菅原朋哉(旧姓千葉)

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第62号

岩手県一関市巣美町字上野311番地3(開始決定時の住所) 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字日向町39番地3 桜ハイツ102号室
破産者 阿部智明

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第71号

宮城県栗原市築館字上高森49番地10
破産者 星正行

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第21号

福島県いわき市明治团地49番地1
破産者 佐藤典邦

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第55号

福島県いわき市常磐下船尾町村山57番地の1、従前の住所福島県いわき市小名浜玉川町

- 南1番地の11
破産者 青木智幸
- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第68号

福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰31番地
ビルレッジハウス磐城6-206、居所福島県双葉郡広野町上北迫岩沢29番地130 広野ゲートウェイ2407号室

- 破産者 板垣慎哉(旧姓田中)
- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第109号

福島県いわき市小名浜字竹町109-1、住民票上の住所福島県いわき市小名浜字芳浜8番地の14
破産者 藤井江里子

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第96号

茨城県牛久市南2丁目18番地17
破産者 石川裕太

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第72号

山梨県南アルプス市百々2944番地4、前住所

山梨県西八代郡市川三郷町岩間4418番地23
破産者 伊藤卓

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第190号

長野市中御所1丁目5番3-701号 アーバンシティ長野駅前、旧住所長野市大字高田

1118番地12
破産者 和田孝平

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第457号

岐阜県本巣郡北方町芝原中町2丁目50番地の1
破産者 マツバソーアイングこと桐山幸子

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第6号

静岡県富士市厚原1204番地の1 有料老人ホーム花霞、開始決定上の住所静岡県富士市大淵2949番地の4(前住所) 静岡県富士市厚原343番地の35
破産者 長尾進

- 1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第37号

静岡県富士市吉原4丁目15番21号
破産者 遠藤弘幸

- 1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第196号

静岡県富士市五貫島39番地の3 エール靖国102号
破産者 南沢郁由

- 1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第333号

大阪府枚方市交北3丁目1番9-303号、開始決定時大阪府枚方市交北3丁目2番23-105号
破産者 笹木泰子

- 1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2183号

愛知県豊田市高岡町池端82番地8、開始決定時大阪市淀川区西宮原2丁目5番23-214号
破産者 赤塚愛優美
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第262号

兵庫県伊丹市中野東2丁目71番地4 バレ昆陽池公園ブルミエール506号
破産者 二宮 保
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第174号

兵庫県宝塚市清荒神3丁目3番13号
破産者 中野 秀子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第7号

高知県安芸市伊尾木413番地1、住民票上の住所高知県安芸市伊尾木772番地33
破産者 小松 尚之
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所安芸支部破産係

令和7年(フ)第1477号

福岡県春日市白水池2丁目96番地、前住所福岡市中央区長浜3丁目17番10-102号 H.F
大濠レジデンスB A Y S I D E
破産者 山本 貴大
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1793号

福岡市博多区月隈6丁目14番38-305号 森ビル
破産者 生田 宣教
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1800号

福岡市博多区博多駅前3丁目15番10-323号
アクタス博多Vタワー
破産者 大坪 清美
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1880号

福岡市東区下原1丁目15番76号
破産者 平野 道生
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第58号

熊本県水俣市桜ヶ丘6番16号 外平団地16棟
4号
破産者 山下 健慈
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第99号

岩手県花巻市実相寺214番地1 エルコート
21-B、旧住所岩手県花巻市膝立字上館105
番地1
破産者 山下 瑞樹

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第111号

岩手県北上市若宮町1丁目2番8号 フェリーチェ北上102号室
破産者 高橋 利男

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第1063号

仙台市泉区歩坂町72番17号 スカイコープ
I-105、従前の住所仙台市泉区泉ヶ丘5丁
目1番12号 コーポ藤201
破産者 三浦 仁志

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1085号

仙台市太白区山田上ノ台町9番54号 レセン
テヴィラK201
破産者 野村 俊蔵

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1090号

仙台市宮城野区自由ヶ丘1番11号
破産者 高田 直司

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1101号

仙台市泉区八乙女中央1丁目3番1-104号
破産者 鈴木 香里

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第39号

群馬県桐生市広沢町5丁目1778番地の6
破産者 大澤あさ子
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第19号

新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田19番地1
破産者 吉沢美和子

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第61号

静岡県湖西市駅南2丁目14-18、住民票上の住所静岡県湖西市ときわ3丁目9番60号
破産者 料理とお酒えんこと 渡辺ゆかり

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第191号

静岡県浜松市中央区積志町150番地の1
破産者 安田 静市

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第251号	岡山県倉敷市中島1184番地1 D-101 破産者 横田 繁 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第277号	岡山県倉敷市藤戸町天城736番地10、転居前の住所岡山県倉敷市鳥羽23番地 ピュアカナフルール 104 破産者 三浦 宏晃 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第290号	岡山県倉敷市玉島勇崎391番地2 破産者 森石 和弘 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第76号	山口県宇部市開1丁目2番8号、前住所山口県宇部市大字妻崎開作1867番地55ニューウエスト206号 破産者 木村 正和 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第160号	佐賀県鳥栖市本町2丁目1251番地11 ふじまンション3-D 破産者 手島 美幸

1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第312号	佐賀県多久市北多久町大字小侍510番地81 小松アパート 201号 破産者 久保山紗弥佳 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第99号	佐賀地方裁判所民事部破産係
1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大分県豊後高田市水取343番地2 破産者 佐藤 文貞
令和6年(フ)第165号	大分地方裁判所中津支部破産・再生係
1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原1丁目202番地 破産者 甲斐 智子
破産手続終結及び免責許可決定	宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第171号	福岡市南区柳瀬1丁目4番10-501号 大宝ビル 破産者 佐々木利恵 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第110号	福岡市城南区東油山1丁目13番33-301号 アルカサール東油山、前住所福岡市南区平和4丁目1番20-112号 グリーンハイツ平和 破産者 岩下 久志 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第235号	相模原市中央区東淵野辺1丁目9番10号 カ・アンジェリ104、開始決定時の住所相模原市中央区すすきの町16番11号 破産者 坂内 康修 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第2176号	横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第500号	福岡県福津市津屋崎8丁目8番16-103号 破産者 無津呂輕運送こと 無津呂香澄 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第2号	福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第61号	熊本市中央区水前寺1丁目5番20-403号 ダイアパレス水前寺 破産者 福田 悠祐 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第602号	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第251号	福島県南相馬市原町区本陣前2丁目31-2 コートハウス302号、住民票上の住所福島県郡山市田村町小川字戸ノ内249番地の1 破産者 馬場 勝浩 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第610号	福島地方裁判所相馬支部
令和7年(フ)第60号	福島県いわき市泉玉露2丁目14番地の27 破産者 小松 義和 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第61号	福島地方裁判所いわき支部

令和6年(フ)第76号

長野市篠ノ井塙崎4043番地、旧住所長野市篠ノ井会234番地1 フレグランス・レオ207号
破産者 武村 祐次

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第76号

静岡県富士市大淵38番地の1
破産者 内野 博隆

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第287号

兵庫県川西市西多田2丁目5番13号
破産者 大鳶 將則

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第52号

岡山県倉敷市藤戸町藤戸32番地1 アーバン浮洲 102

破産者 入屋 真弓

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第378号

福岡県太宰府市五条2丁目6番29号 マナホームビル202号、前住所福岡県太宰府市向佐野2丁目3番13-103号

破産者 大谷 成

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第371号

沖縄県那覇市字小禄814番地11 2階
破産者 赤嶺 稔

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第46号

岩手県北上市和賀町藤根18地割43番地5
破産者 高橋 真紀

1 決定年月日 令和7年12月26日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第10号

新潟県加茂市学校町10番17号

破産者 坂上 佳央

1 決定年月日 令和7年12月26日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第79号

金沢市若宮町2117番地7

破産者 林谷 哲也

1 決定年月日 令和7年12月26日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第242号

愛知県豊橋市駅前大通2丁目9番地 HONOKUNI RESIDENCE 405、開始決定時の住所愛知県豊橋市舟原町169番地
破産者 高澤 博久

1 決定年月日 令和7年12月26日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第249号

愛知県豊橋市広小路3丁目29番地2、開始決定時の住所愛知県豊橋市舟原町169番地
破産者 高澤 亮

1 決定年月日 令和7年12月26日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第46号

佐賀県鳥栖市古賀町11番地 NEWマリッチ GONDYOU A203、前住所佐賀県鳥栖市元町1223番地1 エバーライフ鳥栖Ⅱ 1204
破産者 松尾 敏彦

1 決定年月日 令和7年12月26日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第11号

鹿児島県奄美市名瀬浦上町5番地20

破産者 村田由美子

1 決定年月日 令和7年12月26日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所名瀬浦上町2係

免責許可決定

令和7年(フ)第1746号

東京都日野市程久保3丁目11番地の12
破産者 中山 裕二

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第77号

新潟県上越市頸城区大谷内1702番地
破産者 村山 由佳

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第79号

新潟県十日町市松代5467番地2 善宗塚住宅2号室
破産者 櫻澤 正一

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第618号

静岡市清水区三保647番地の10 シーパレス101号室
破産者 杉山眞理子（旧姓高野）

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2415号

名古屋市名東区藤森西町612番地 アムールフジ102号
破産者 李 尚峰

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第688号

神戸市須磨区車字道谷山2番地の1 市営若草住宅1号棟502号
破産者 新垣 美栄（旧姓大本）

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第735号

神戸市灘区新在家南町2丁目1番1-701号

破産者 土江 幸枝

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第801号

神戸市灘区大石東町3丁目2番18号 シャルム大石201

破産者 野澤 誠

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第806号

神戸市長田区五位ノ池町3丁目9番33号 グリーンヒル五位ノ池202号

破産者 秋山 安男

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第814号

神戸市北区鈴蘭台北町6丁目3番4-201号

破産者 金子弥津希

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第816号

神戸市北区上津台6丁目34番4-202号

破産者 中村 洋子

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第833号

神戸市北区鈴蘭台東町7丁目1番2-503号

破産者 柴田 和子

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第840号

神戸市北区鈴蘭台西町6丁目2番20号

破産者 松本 亮(旧姓松浦)

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第844号

神戸市北区有野台2丁目9番地 5-401号

破産者 山浦 拓夢

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第847号

神戸市長田区五番町3丁目10番地 市住32-304号

破産者 木下 美紀

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第882号

神戸市須磨区白川台2丁目37番地の3 県住17-510号

破産者 田原 正雄

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第883号

神戸市須磨区白川台2丁目37番地の3 県住17-510号

破産者 田原 山

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第372号

兵庫県尼崎市杭瀬本町1丁目27番18号

破産者 田中 千鶴

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第444号

兵庫県尼崎市御園2丁目4番6号カーサミノ203

破産者 長田 和希

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第465号

兵庫県尼崎市久々知3丁目8番2号、前住所
兵庫県尼崎市尾浜町1丁目11番11号

破産者 藤村三知代

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第473号

兵庫県西宮市石在町9番4号今中文化

破産者 西本 麗華

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第483号

兵庫県西宮市山口町下山口1丁目11番29-208号、前住所兵庫県西宮市北六甲台2丁目16番2号

破産者 安倍 芳文

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第484号

兵庫県西宮市山口町下山口1丁目11番29-208号、前住所兵庫県西宮市北六甲台2丁目16番2号

破産者 安倍 葉子

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第489号

兵庫県尼崎市大庄北3丁目5番11号

破産者 濱田 晋治

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第500号

兵庫県尼崎市小中島3丁目1番6号ヴァロ
アール園田201号

破産者 加賀 慶三

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第509号

兵庫県芦屋市陽光町6番3-501号

破産者 エンジェルこと 長谷川千恵

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第515号

兵庫県尼崎市昭和南通5丁目70番地の2アル
テニ崎1102

破産者 武士保いつみ

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第520号

兵庫県尼崎市大庄西町2丁目20番16号

破産者 本岡 由子

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第521号

兵庫県尼崎市食満6丁目20番1号クレール
コート園田101

破産者 香川 彩世

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第550号

兵庫県尼崎市西本町2丁目47番地

破産者 大喜多二郎

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第554号

兵庫県尼崎市稻葉元町2丁目4番25号

破産者 山下 拓也

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第570号

兵庫県西宮市小松南町1丁目17番13-302号、
前住所奈良県吉野郡天川村大字南日裏378番
地の1

破産者 大野 親子

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第574号

兵庫県尼崎市神田北通3丁目37番地の3西邦
ビル603

破産者 吉田 利美

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第576号

兵庫県西宮市高須町1丁目4番3-201号

破産者 長井愛莉紗

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第579号
兵庫県尼崎市富松町2丁目23番13号 201号
破産者 山口 勝弘
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第583号
兵庫県芦屋市高浜町5番2-1812号
破産者 三浦 直哉
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第225号
奈良県香芝市逢坂2丁目530番地 アムールA棟103号
破産者 松永 昌代
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第247号
奈良県大和高田市日之出東本町16-4 プチシャトーB102号、住民票上の住所大阪市天王寺区上汐5丁目3番22号 アメニティ上汐ファイブ201号
破産者 吉村 瑠奈(旧姓飯嶋)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第251号
奈良県御所市大字三室450番地の1 B-203号
破産者 三角 泰志
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第19号
奈良県吉野郡川上村大字東川1740番地の2
破産者 川添友紀子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　奈良地方裁判所五條支部
令和7年(フ)第99号
島根県安来市下坂田町117番地6、前住所大阪府堺市堺区南半町東1丁2番9号メゾンローズ301号
破産者 小林 優奈

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第100号
島根県松江市大庭町1388番地3 県営八重垣団地415
破産者 松本有香子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第119号
島根県仁多郡奥出雲町横田1252番地1、前住所島根県松江市古曾志町567番地465県営新古曾志団地9-922
破産者 宮西 秀明
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第125号
島根県松江市東出雲町下意東1920番地12県営住宅羽入団地1号棟132号室、住民票上の旧住所島根県松江市東出雲町揖屋2220番地1
破産者 門脇 春奈
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第127号
島根県松江市内中原町134番地
破産者 岡本 浩太
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第132号
島根県雲南省大東町山王寺1645番地11、住民票上の旧住所島根県松江市横浜町73番地
破産者 和田 清二(旧姓神庭)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第133号
島根県松江市上乃木4丁目7番25-206号
破産者 伊藤 隆樹
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第134号
島根県松江市古志原4丁目2番4-205号
市営古志原アパート4号棟
破産者 高梨 二美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第139号
島根県安来市切川町1280番地6 県営住宅東白井団地2号棟216号
破産者 中瀬 邦男
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第99号
岡山県久米郡美咲町打穴下187番地
破産者 関谷 由香
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第779号
広島市東区戸坂大上2丁目1番16-102号
グランデール谷本
破産者 高橋 美紀
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第782号
広島市西区己斐上2丁目37番15-103号、住民票上の住所広島市西区己斐西町8番5号
破産者 牛尾 庸子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第790号
広島市南区皆実町6丁目17番5-204号
破産者 森山 忠一
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第855号
広島市西区高須4丁目14番12-1号
破産者 黒田 美香
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第889号
広島市西区庚午南2丁目37番21-301号
破産者 白石 浩司
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第906号
広島県安芸郡熊野町呉地2丁目3番2号
破産者 謙山 幸
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第924号
広島市西区三篠町1丁目2番24-518号
破産者 高田 政則
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第927号
広島県廿日市市上平良20番地82
破産者 中田 恵子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第931号
広島県東広島市西条町寺家5290番地3 ウェルネス西条108号
破産者 山口 一史
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第937号
広島市中区舟入南1丁目10番2-301号
破産者 藤坂 礼奈(旧姓岩堀)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第950号
広島市安佐南区東野2丁目29番28-302号
破産者 大江 彩香
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第951号

広島市東区中山東2丁目1番11-402号
破産者 木下 麻綾

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第954号

広島市佐伯区海老園4丁目8番2-506号
破産者 岡峯美津枝(旧姓河野)

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第961号

広島県東広島市西条町西条東1248番地2ディアムコーセイ101号
破産者 小堀 典子

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第965号

広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム1丁目10番18号
破産者 里谷 昌彦

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第91号

広島県三原市宮浦6丁目11番19号 ばれぼれの家、開始決定時の住所広島県三原市中之町9丁目5番26-103号
破産者 相馬 麻里

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第104号

広島県三原市宗郷2丁目5番20号 月見荘2号
破産者 山根まゆみ

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第113号

広島県世羅郡世羅町大字井折370番地1
破産者 中西 知美

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第118号

香川県善通寺市北町3402番地
破産者 山田 秀夫

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第128号

香川県綾歌郡宇多津町浜八番丁116番地6
(ヴィラ・チャーリーF-202)

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第130号

香川県善通寺市原田町514番地
破産者 植木 美華

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第25号

高知県高岡郡梼原町川井7196番地
破産者 中越 友子

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所須崎支部

令和7年(フ)第76号

佐賀県唐津市浜玉町浜崎2137番地32
破産者 渡邊 重巳

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第79号

佐賀県唐津市和多田天満町2丁目5番102号
和多田市営住宅

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第155号

宮崎県東臼杵郡門川町南ケ丘2丁目116番地
破産者 一政 龍哉

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第158号

宮崎県延岡市出北1丁目9番17-103号 フレグランス岩佐I

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第161号

宮崎県日向市大字富高378番地11 エレガンス高見206号

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第163号

宮崎県日向市春原町1丁目17番地1 寿コートボ203号

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第164号

宮崎県日向市新生町1丁目77番地1 まさきコートボ201

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第442号

鹿児島市東坂元2丁目41番27-34号 辻ヶ丘市住2734号

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第85号

北海道小樽市緑3丁目17番1号 クレセント緑101号室

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所小樽支部

令和6年(フ)第483号

函館市港町2丁目6番20号

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

令和7年(フ)第214号

釧路市白樺台5丁目1番135号 しらかば2-235号室

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第171号

北海道帶広市西16条南6丁目28番8号 太野方貸家1F1号

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第131号

青森県青森市浪岡大字浪岡字平野152番地7

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第156号

秋田市千秋矢留町5番1号 メゾン・ド・セドール207号

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第195号

秋田市土崎港相染町字沼端17番地11、旧住所岩手県花巻市桜台一丁目9番7号 グランドメゾン桜台205号

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第197号

秋田市東通6丁目15番26号

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第199号

秋田市牛島西4丁目29番2-307号

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第60号	秋田県大館市北神明町9番59号 破産者 田村 翔 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第63号	秋田県能代市清助町2番5号 コーポ日本海瀬川102号、申立時の住所秋田県大館市字觀音堂684番地1 ジャルダン ドゥ フルール103号 破産者 渡辺 幸太 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第55号	山形県酒田市新橋2丁目1番地の4 C号 破産者 伊藤 健治 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所酒田支部
令和7年(フ)第324号	群馬県伊勢崎市昭和町1888番地2 嶋田マンション205、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市平和町24番18号 グリーンヴィラHEIWA1-202 破産者 櫻井美知恵 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第325号	群馬県前橋市岩神町四丁目20番7-214号 破産者 船津理恵子 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第328号	群馬県前橋市小屋原町261番地 グランドフォーレ 102号、旧住所群馬県伊勢崎市末広町141番地1 フレックススエヒロ302 破産者 三箇 啓太 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第179号	群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚286番地、前住所群馬県太田市別所町503番地1 ハイツナカジマ101号 破産者 小島 伸也 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第769号	埼玉県入間市扇台5丁目1番4号 クリエイト103 破産者 関 久美子 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第770号	埼玉県富士見市関沢2丁目1番34-101号 破産者 長谷部里美 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第778号	埼玉県所沢市林3丁目580番地の57 サニーヒル2-205 破産者 青山 里織(旧姓山田) 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第820号	埼玉県所沢市東所沢1丁目28番地の7 バーミィブリーズ202 破産者 中田 虹輝 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第1590号	千葉県市原市五井中央西1丁目37番地6 サニースクエア2 304 破産者 佐々木将望 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1701号	東京都八王子市館町402番地レオパレスセレーヌ106号 破産者 塩谷 祐良

令和7年(フ)第2142号	東京都多摩市鶴牧1丁目25番地の2 ヴィークステージ多摩センター307 破産者 中尾 隆子 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第29号	東京都町田市成瀬台2丁目30番地10ファインヴィレッジ成瀬台D-201 破産者 塩崎 清一 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1284号	東京都狛江市中和泉4丁目3番32-105号 破産者 湯淺 功司 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1541号	東京都町田市相原町597番地182相原サンハイツ201 破産者 平栗 陽子 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1549号	東京都青梅市梅郷5丁目1020番地の1 破産者 猪野 忠広 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1668号	東京都八王子市柄田町512番地5 プライトハウスク串田A204号 破産者 佐藤 拳斗 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1753号	東京都立川市一番町6丁目8番地の1立川一番町東37棟205号 破産者 釜田 伸子

令和7年(フ)第1791号	東京都羽村市緑ヶ丘4丁目1番地55 破産者 鈴木 秀昌 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1816号	東京都東久留米市南町3丁目1番36号 破産者 佐久間安子 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第126号	新潟県新発田市豊町3丁目8番22号 第2 サン・ドウエル 101 破産者 山川 正彦 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第76号	石川県能美市小長野町戊201番地1 破産者 目黒 四郎 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所小松支部

令和7年(フ)第157号	長野県松本市大字入山辺5953番地1 破産者 入倉 伸一 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第54号	長野県飯田市北方3497番地24 破産者 平柳 優也 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所飯田支部
令和7年(フ)第55号	長野県飯田市北方3497番地24 破産者 平柳 里紗 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所飯田支部

令和7年(フ)第422号
愛知県岡崎市庄司田1丁目14番地6 リ
ヴェールタウン 201
破産者 吉村 鷹行
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第480号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字細井100番地
細井寮 4463、前住所北海道苫小牧市ときわ
町1丁目3番5号
破産者 田中 莉子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第496号
愛知県豊田市広路町1丁目25番地1 ハイド
アウト園205号、前住所愛知県豊田市泉町2
丁目5番地15 サンハーモニー102号
破産者 五十川桂子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第521号
愛知県岡崎市洞町字五位原79番地2 サンハ
イム夢来 5-B、開始時の住所愛知県岡崎
市堂前町2丁目10番地15 プラッサムコート
堂前 A-103
破産者 赤瀬 憲泰
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第182号
三重県津市白塚町816番地1 メゾンネコッ
ト105号、前住所三重県津市河芸町東千里57
番地1 河芸マンション705
破産者 中村 和夫
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第185号
三重県鈴鹿市岸岡町3098番地の3 メゾン千
代崎102号室、前住所三重県鈴鹿市高塚町
1841番地の82
破産者 猿渡 るみ
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第187号
三重県津市白塚町816番地1 メゾンネコッ
ト105号、前住所三重県津市河芸町東千里57
番地1 河芸マンション705
破産者 中村ひとみ
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第193号
三重県鈴鹿市庄野町9番22号 チェレステS
U Z U K A 203号
破産者 伊藤 勝久
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第1095号
京都市山科区西野山中鳥井町92番地2 サン
レモトーヨーハイツ303号、前住所京都市上
京区淨福寺通一条下る東西俵屋町656番地11
破産者 須藤 喜博
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1102号
京都市山科区川田中畠町6番地49、前住所京
都市山科区川田菱尾田3番地14
破産者 祇をん古都こと 石原 朝子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1136号
京都市下京区寺町通五条上る西橋詰町784番
地 デ・リード河原町1002号
破産者 藤田 五月
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1169号
京都市伏見区竹田七瀬川町184番地1 ポブ
ラハイツ 103
破産者 荒川 義信
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1221号
京都市南区吉祥院東前田町27番地9
破産者 森脇 麻美
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1268号
京都市下京区下松屋町通丹波口上る丹波街道
町300番地
破産者 中村 文要
京都地方裁判所第5民事部破産係

1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第39号
京都府福知山市篠尾新町4-9 ハイレジデ
ンス205、住民票上の住所高知市介良乙1006
番地6 アムールG棟101
破産者 楠目 雄久
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係
令和7年(フ)第87号
兵庫県加西市北条町古坂1172番地の32、従前
の住所愛知県半田市乙川太田町1丁目54番地
の35
破産者 吉田 優美
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第49号
兵庫県淡路市佐野2021番地2、従前の住所兵
庫県津名郡津名町志筑1449番地の6
破産者 逢坂 秀雄
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
令和7年(フ)第44号
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1217番地の3
破産者 宇根 典子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部
令和7年(フ)第44号
鳥取県倉吉市福庭町1丁目488番地 福庭莊
1号室
破産者 松下亜由美
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部
令和7年(フ)第45号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字光吉83番地6
破産者 市田 純治
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和7年(フ)第295号

岡山県倉敷市中庄3582番地15 シルキーハイツ103号、転居前の住所岡山県倉敷市福島35番地1 メゾン福島103号
破産者 杉原 和子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第316号

岡山県倉敷市船穂町船穂935番地8 エトワール21船穂A棟101号、転居前の住所岡山県岡山市北区東古松南町6番22号
破産者 景山 義人
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第329号

岡山県倉敷市中島317番地
破産者 片山 優輝(旧姓花山)
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第86号

岡山県津市大谷584番地1 エトワールC202、住民票上の住所岡山県津市横山1217番地
破産者 下谷 哲史
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第130号

高知市平和町97番地1 レオパレスオブリガード彩104、旧住所高知市塚ノ原155番地5羽方ハイツⅡ111号、高知市秦南町1丁目8番10-3号
破産者 松尾 博昭
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第189号

高知市春野町南ヶ丘9丁目2番地5
破産者 岡林 直子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第222号

高知市長浜4455番地1
破産者 矢野 恵子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第224号

高知県吾川郡いの町上八川丙2251番地、旧住所高知県吾川郡いの町下八川丙100番地H
O P E 100 B-2
破産者 田岡 篤弥
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第242号

高知市桟橋通3丁目9番18号 桟橋ハイツ202
破産者 廣瀬マサ子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第13号

長崎県五島市富江町富江532番地
破産者 馬場 貴志
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所五島支部

令和7年(フ)第35号

熊本県山鹿市鹿央町千田951番地2、前住所愛知県半田市東本町1丁目21番地 ボニートロッサⅢ203号
破産者 原田 洗樹
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和7年(フ)第262号

沖縄県宜野湾市大山6丁目4番15号 いさアパートA-2号
破産者 儀間 鈴美
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第51号

栃木県小山市駅東通り3丁目38番地8 ハイツTM102号
破産者 河野 心輝
1 決定年月日 令和7年12月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第691号

千葉県柏市酒井根2丁目7番15号
破産者 近藤 静代
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第751号

千葉県松戸市上本郷2373番地 アムールSⅡ105号
破産者 石井 宏紀
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第770号

千葉県松戸市八ヶ崎3丁目32番地の8 ジェントリー中野102号
破産者 加藤 圭佑
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第792号

千葉県松戸市栗山224番地の7 クレセントコート115号
破産者 岸野 華
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第27号

島根県浜田市長沢町605番地3
破産者 青柳 孝志
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所浜田支部

令和7年(フ)第212号

茨城県ひたちなか市大字田彦782番地1 ソレアード・ブラック302号
破産者 矢田部照子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第389号

茨城県那珂郡東海村大字村松1249番地15 滝坂ハイツ106
破産者 榎林 貞子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第396号

茨城県水戸市渡里町2294番地の8 MハイツⅡ202号
破産者 山口 貴典
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第273号

千葉県鎌ケ谷市中央2丁目5番51号(アトリウム初富201)
破産者 中井 翔
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第663号

千葉県鎌ケ谷市北中沢2丁目8番19-1号(アフレンスA102)
破産者 佐々木清美
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第748号

長野県大町市平20003番地1 フォレストイン上手屋、開始決定時の住所千葉県松戸市東平賀601番地 土田ハイツ7号
破産者 竹下 由香
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第750号

千葉県我孫子市並木7丁目10番18号
破産者 及川 正好
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第755号

千葉県松戸市上本郷3253番地の1 第2コープマツマル203号
破産者 石原 聖寿
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第761号
 千葉県柏市光ヶ丘2丁目18番4号
 破産者 吉田佐弥香
 1 決定年月日 令和7年12月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第766号
 千葉県流山市南流山1丁目9番地の27 サンマリノ202
 破産者 齊藤 友理
 1 決定年月日 令和7年12月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第782号
 千葉県野田市三ツ堀237番地
 破産者 齊藤由美子
 1 決定年月日 令和7年12月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第784号
 千葉県流山市南流山6丁目14番地の7 アネックス南流山5-201
 破産者 石坂 彩
 1 決定年月日 令和7年12月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第796号
 千葉県野田市柏寺444番地24 丸田アパート
 破産者 上島 幸子
 1 決定年月日 令和7年12月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第801号
 千葉県野田市中野台423番地の4
 破産者 染谷三千法
 1 決定年月日 令和7年12月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1845号
 福岡県春日市下白水北1丁目48番地 エルグランド春日106号
 破産者 林 一博
 1 決定年月日 令和7年12月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1928号
 福岡県太宰府市水城2丁目22番36号 ラフォーレ水城202号
 破産者 大串 由紀
 1 決定年月日 令和7年12月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1935号
 福岡市東区和白3丁目26番18号 プチメゾン和白406号
 破産者 嶋村 智也
 1 決定年月日 令和7年12月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1959号
 福岡市東区香椎駅前1丁目27番15号 アロービル香椎 402
 破産者 森 大輔
 1 決定年月日 令和7年12月23日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第294号
 茨城県水戸市西原1丁目1番17号 メグミヴィラ102号
 破産者 本田 司
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第363号
 茨城県水戸市本町1丁目2番13-402号 メゾンドイワオ
 破産者 岡崎かすみ
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第371号
 茨城県水戸市見川町2563番地の929
 破産者 衣川 慎一
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第793号
 千葉県流山市東初石3丁目111番地の1 ウッドパーク初石1-102
 破産者 AHN HYE EUNG 安 恵應
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第104号
 神奈川県横須賀市根岸町3丁目1番5-819号
 破産者 田中 純平
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第109号
 神奈川県横須賀市富士見町3丁目63番地 富士見コーポB、前住所神奈川県横須賀市浦賀3丁目18番16号 いしわたはうす101
 破産者 三好 一幸
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第157号
 神奈川県横須賀市衣笠町36番3号 アミティ衣笠A203
 破産者 有村 清孝
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第158号
 神奈川県逗子市池子2丁目20番1-131号、前住所神奈川県横浜市南区六ツ川1丁目329番地1 第二藤生ハイツ203
 破産者 高橋 徹哉
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第209号
 神奈川県横須賀市長浦町5丁目60番地 101
 破産者 宮島 賢敏
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第595号
 相模原市中央区並木2丁目1番15号 メゾン篠原2F
 破産者 大貫 友枝
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第232号
 山梨県甲府市貢川1丁目7番12号 エヴァーグレイス貢川2D
 破産者 星山忠春こと 裴 忠春 (BAE CHUNG CHOON)
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第233号
 山梨県甲府市貢川1丁目7番12号 エヴァーグレイス貢川2D
 破産者 藤嶋 壽子(DUNG DO SUJA)
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第264号
 山梨県甲府市大里町4049番地、前住所静岡県富士宮市山宮2260番地の22 レオパレスプラム206
 破産者 高野 隼
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第265号
 山梨県南アルプス市あやめが丘1940番地23
 破産者 安達 大樹
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第269号
 山梨県甲斐市島上条2136番地 コーポオサダ102
 破産者 石原 六夫
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第289号
 山梨県甲斐市富竹新田1420番地 名古屋住宅1号棟
 破産者 小池 千穂
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第238号
愛知県豊川市平井町東野地36番地1 ライ
グッド・VIII B102号室
破産者 加納 治之
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第265号
愛知県豊橋市多米東町2丁目27番地10 ハイ
ステージレシオ203
破産者 古内加代子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第1486号
福岡県太宰府市朱雀1丁目7番6号
破産者 森實 愛子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1562号
福岡県北九州市八幡西区三ヶ森4丁目13番
21-601号、破産手続開始決定時の住所福岡
市西区野方3丁目45番6-201号 プレジ
ル白石
破産者 山形 一貴
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1691号
福岡市東区唐原7丁目7番16-202号 シ
ティバール シャトレ、前住所福岡県糟屋郡
宇美町神武原3丁目27番11号
破産者 山中菜津美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1744号
福岡県糸島市前原北1丁目6番10号(8)
破産者 安岡 紀子(旧姓梅山)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1751号
福岡県糟屋郡新宮町新宮東4-6-16 SK
22-612、住民票上の住所福岡県糟屋郡新宮
町大字相島772番地1
破産者 稲光加津志

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1760号
福岡市城南区梅林2丁目26番5号 プレイ
ス・ドゥ・コンフォート 103号
破産者 武原智恵子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1805号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須75番地1 プリ
マベーラ 102号
破産者 内田 基文
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1862号
福岡市早良区荒江3丁目11番31-705号 シ
ティガーデン荒江
破産者 德永 恵子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1899号
福岡市博多区山王1丁目18番20-305号 ラ
ソース山王
破産者 横江 春樹
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1915号
福岡市中央区大宮1丁目1番12-202号 シ
ティマンション薬院II
破産者 溝田 元
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1930号
福岡市南区井尻2丁目18番11号 シティバー
ル井尻3-201号
破産者 白滝 唯衣(旧氏名白滝若葉)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1939号
福岡市中央区白金1丁目12番29-309号 プ
チメゾン薬院
破産者 橋本 駿成
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1952号
福岡市中央区今泉2丁目1番18-301号 ベ
レッツア南天神
破産者 安東 鈴菜
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1953号
福岡市東区舞松原5丁目14番11号 チエリー
ハウス101号
破産者 香名 研介
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1954号
福岡市東区舞松原5丁目14番11号 チエリー
ハウス101号
破産者 香名 梨沙
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第134号
熊本市西区島崎3丁目16番38号 アルバロー
ズ202
破産者 宮田亞紀奈
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第312号
熊本市東区月出6丁目5番141-208号 メゾ
ンキヨカ、異動前住所熊本市東区下江津5丁
目10番14号 ヴエルテス江津201
破産者 山上由美子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第372号
熊本市北区弓削4丁目4番26号 竜田タウン
ハウス26
破産者 米山 孝

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第374号
熊本市南区薄塙2丁目9番1-205号、異動
前住所熊本市南区白藤3丁目4番18-806号
破産者 浦本 春希
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第421号
熊本市北区飛田4丁目10番58号 ブレミール
ハイムB棟202号、転入前住所鹿児島県鹿屋
市西原2丁目16番15号 TRIDE C 1-3
101号
破産者 中野 法恵
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第422号
熊本県菊池郡大津町大字平川3571番地26 才
リエンス美咲野 B-3号
破産者 高沢 優子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第423号
熊本市西区西松尾町4951番地
破産者 右山由美子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第435号
熊本市中央区本荘町684番地1(501号) ハ
ウベスト本荘501
破産者 村中 理加
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第458号
熊本市東区西原3丁目2番13-303号 託麻
園地13棟303
破産者 浅井 礼子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第464号
熊本市中央区段山本町2番7号 ベルフォース 202号、前住所熊本市中央区新町3丁目6-30-302
破産者 三森真由美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第471号
熊本市南区上ノ郷1丁目6番12号
破産者 柳原 尚始(旧名柳原崇志)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第476号
熊本市東区西原3丁目2番11-103号 託麻団地
破産者 三城 康宏
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第483号
熊本市中央区出水8丁目1番41号
破産者 齋藤 恵子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第485号
熊本市中央区妙体寺町3番3号 ロフティ藤崎105
破産者 二村 栄馬
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第486号
熊本市東区健軍本町49番7号 コーセンソーラーⅡ 204号、異動前住所熊本市東区花立5丁目5番28号 カームA201号
破産者 田野田久美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第522号
熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目4番41号 サンハイツ村上1-D、異動前住所熊本市北区龍田8丁目16番2-504号
破産者 吉山るみ子

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第541号
熊本市中央区帶山5丁目36番2号
破産者 小室 侑政
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第548号
熊本市東区戸島7丁目10番28号 レオパレスたくまひがしⅡ104
破産者 入田 直樹
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第574号
熊本市東区画岡町大字重富888番地14(3-104号)画岡重富団地
破産者 布田 潤子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第653号
埼玉県三郷市彦成3丁目9番13-407号
破産者 加藤佐知子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第685号
埼玉県八潮市八潮6丁目3番地4 ベルクルーⅡ203号
破産者 長嶋 佑樹
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第689号
埼玉県三郷市戸ヶ崎2丁目536番地 レイフ三郷101号
破産者 小山 玲
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第696号
埼玉県八潮市緑町1丁目4番地12 草加第32レジデンス203
破産者 山本美千子

1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第723号
埼玉県春日部市増富464番地4
破産者 橋本明子こと 金 明子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第494号
川崎市多摩区杵形3丁目1番22号 トーマコーサ 203
破産者 榎元 弘視
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第677号
川崎市麻生区上麻生4丁目43番22号 アザレ新百合ヶ丘 104
破産者 小川 大貴
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第686号
川崎市麻生区片平2丁目18番10号 カターラ202
破産者 佐藤 芳美
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第690号
川崎市多摩区三田4丁目1番地37 塩山マンション 201
破産者 田畑 利徳
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第706号
川崎市麻生区細山3丁目16番5号 ハイツミノワ 203
破産者 川幡 和枝
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第715号
川崎市高津区坂戸3丁目8番5号 椿ハイツ I 202
破産者 大久保悦子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第737号
川崎市中原区今井西町8番34号 ボナール205
破産者 松谷 恒平
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第738号
川崎市中原区木月祇園町9番27-302号 S UN WORLD
破産者 新谷智恵美
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第755号
川崎市多摩区中野島3丁目31番10号 グリーンハイツフルヤ 202
破産者 渋野 広美
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第199号
神奈川県横須賀市津久井2丁目4番5号 マリンハイツ202、前住所神奈川県横須賀市鴨居2丁目80番29-208号
破産者 田邊 美玖(旧姓森)
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第427号
神奈川県平塚市東中原1丁目14番2号 坪田ハイツ100号
破産者 飯塚 貴子
1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第588号

相模原市南区西大沼3丁目4番48号 プロス

バーC105

破産者 角 正二郎

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第589号

相模原市南区西大沼3丁目4番48号 プロス

バーC105

破産者 角 百合子(旧姓河村)

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第603号

相模原市中央区下九沢727番地 下九沢団地

8号棟853号室

破産者 福永 りさ(旧姓鈴木)

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第256号

山梨県南アルプス市有野3299番地 県営福祉

村団地F-101

破産者 横小路将太

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第49号

岐阜県飛騨市古川町杉崎168番地1 ビレッ

ジハウス古川1号棟 208

破産者 野口 陽子

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和6年(フ)第85号

静岡県富士市柚木22番地の1 コーポかりん

401号

破産者 水野 宏一

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第262号

愛知県一宮市木曽川町里小牧字清水29番地7

破産者 玉田 早紀

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第25号

三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿2150番地9

破産者 大野 司

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所熊野支部

令和7年(フ)第51号

滋賀県長浜市南呉服町4番13号 サンシティ

長浜201号室

破産者 山口 神次

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所長浜支部破産係

令和7年(フ)第804号

堺市堺区大浜南町2丁5番2-207号、前住

所堺市西区浜寺石津町中4丁11番16号 アー

ペインコート305号

破産者 西銘夕カ子

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第867号

堺市南区原山台2丁3番3-1410号

破産者 堀阪 茂生

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第308号

大阪府和泉市富秋町3丁目8番3-207号、

住民票上の住所大阪府泉大津市旭町22番20-

14号

破産者 塚原 由美

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第429号

大阪府泉大津市池浦町1丁目10番21号

破産者 中 弥生

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第450号

大阪府和泉市内田町3丁目7番17-1号

破産者 田中久美子

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第462号

大阪府泉佐野市鶴原1411番地の1-1008

破産者 鈴木 純也

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第471号

大阪府泉大津市曾根町2丁目3番38号 シャ

ルマン川西301号

破産者 鶴野由里亞

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第486号

大阪府岸和田市別所町2丁目11番19号

破産者 佐藤 賢

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第502号

大阪府岸和田市春木泉町18番52号 イズミマ

ンション2号

破産者 坂元 明彦

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第509号

大阪府和泉市室堂町96番地の1 サンヒルズ

和泉303号

破産者 影山 茂樹

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第1563号

福岡市中央区平尾5丁目3番40-308号 レ

オンド浄水南

破産者 江熊 唯香

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第577号

福岡県遠賀郡水巻町猪熊8丁目1番1号

破産者 松村 和美(旧姓八坂)

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第651号

北九州市小倉北区明和町1番26-601号

破産者 葛城 竜二

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第782号

北九州市八幡西区本城東1丁目7番10-505号

破産者 堤 勇治

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第829号

北九州市小倉南区葛原本町1丁目11番1号

(千草ハイツB棟22号)

破産者 今藤 宗晴

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第837号

北九州市小倉南区田原3丁目15番3号(B

202号)

破産者 山本龍之介

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第858号

北九州市小倉南区南方4丁目4番28-101号

破産者 平原 照夫

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第68号

熊本県八代市郡築一番町29番地7 (105) ホ

ワイトハイツ

破産者 福田 弥生

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第340号

沖縄県島尻郡与那原町字与那原821番地 2
F、住民票上の前住所沖縄県中頭郡西原町字
小橋川138番地の3 (ヴィラデスタ301号)
破産者 中山 紗子

1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第43号

沖縄県名護市字中山59番地14 ハピネスリッジ302号室
破産者 勝田 省吾

1 決定年月日 令和7年12月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和7年(フ)第170号

北海道帶広市大空町12丁目4番地 大空団地
虹3号棟336号
破産者 竹山 美奈

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第131号

岩手県花巻市里川口町3番5号 陽だまり荘
3号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田
第1地割3番地3 銅屋荘7号
破産者 武藤 政子

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第214号

福島県郡山市西田町鬼生田字赤沼11番地
破産者 渡邊 祐樹

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第229号

福島県郡山市安積町荒井字柴宮山3番地の41
県営住宅47棟007号
破産者 佐藤 翔平

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第238号

福島県郡山市安積町日出山字旧屋敷39番地
メゾンローズII B201号、前住所茨城県古河
市下片128番地 M I ハイツ102
破産者 佐久間俊助

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第243号

福島県郡山市字五百瀬西1番地の71 ラ・
メール203号
破産者 小堀 里穂

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第247号

福島県郡山市久留米2丁目80番地の7
破産者 神指 直美

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第130号

栃木県佐野市寺久保町238番地 養護老人
ホーム悠生園
破産者 大川 幸子

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第339号

群馬県伊勢崎市宮前町1578番地1 ニューセ
ラヴィ伊勢崎3E
破産者 田井 勝彦

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第340号

群馬県伊勢崎市三室町5947番地20
破産者 森 悠吾

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第346号

群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1252番地3
破産者 中島 初奈

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第352号

群馬県前橋市下小出町3丁目28番地21 ビラ
ノバ小出 403号
破産者 神村 蒼眞

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第239号

群馬県高崎市吉井町池1454番地1 ロイヤル
キューブ吉井壱号館C棟
破産者 清水 光夫

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第241号

群馬県高崎市飯玉町40番地 メゾンエルD号
破産者 立川由香利

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第278号

千葉県成田市橋賀台3丁目5番地(14棟306
号)
破産者 山野 明子

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第139号

神奈川県横須賀市衣笠栄町3丁目52番地 古
谷ビル301
破産者 渡辺 義樹

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第143号

神奈川県逗子市沼間3丁目12番16号 Cas
a f e l i c e 202、前住所神奈川県横浜市
金沢区六浦5丁目43番10号
破産者 栗原 佑輔

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第169号

神奈川県横須賀市三春町4丁目52番地 シャ
イン堀ノ内101
破産者 佐藤アヤ子

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第421号

神奈川県厚木市戸室3丁目5番21-402号
破産者 狩野 茂

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第469号

神奈川県愛甲郡愛川町中津611番地の5
破産者 清水 恵子

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第505号

神奈川県秦野市尾尻484番地の2 アークツ
ルーII 101号
破産者 鳥谷部麻衣

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第515号

神奈川県小田原市飯田岡356番地の5 アイ
リス201
破産者 ナカガワ レメディオス マカヴィン
タ (NAKAGAWA REMEDIOS MACAVINTA)

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第539号

千葉県船橋市山手3丁目3番14号 レオパレ
スワールド新船橋106号、開始決定時の住所
神奈川県厚木市下川入462番地5 厚木7番
館106
破産者 上村 静香

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第74号

新潟県三条市南四日町3丁目9番7号 レオ
パレスミーティア嵐南107
破産者 星野 和幸

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第123号
富山市追分茶屋472番地1 ケアコミュニティまるとみ
破産者 石倉 光男
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第154号
富山市高木西130番地2 フレンドリーホーム第1、前住所富山県高岡市四屋236番地カトル・セゾンA棟103号
破産者 舟橋 智幸
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第155号
富山市堀川町261番地 メゾン浩和203号、前住所富山市八尾町福島209番地 コーポ・マロード209・105号
破産者 東海 孝
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第263号
福井市光陽2丁目8番13号 ウエストコーポラス203、旧住所愛知県春日井市西山村無番地 春日井自衛隊
破産者 田中真由美
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第134号
岐阜県大垣市林町5丁目52番地4 ドリームパレス林町 6号
破産者 西浦 緑
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第137号
岐阜県養老郡養老町下笠876番地
破産者 林 南緒
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第138号
岐阜県大垣市外瀬4丁目31番地 森産ビル503号室、前住所岐阜県大垣市島里2丁目97番地1 杉野コーポ 508号室
破産者 有澤じのぶ

1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第139号
岐阜県揖斐郡揖斐川町清水1438番地
破産者 若原 順子
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第141号
岐阜県安八郡安八町西結2082番地
破産者 新井 絵美
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第153号
岐阜県養老郡養老町泉町178番地4、(住民票上の住所)岐阜県養老郡養老町下笠2389番地11、(住民票上の前住所)岐阜県養老郡養老町泉町178番地4
破産者 島田 佳依
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第640号
静岡市清水区横砂西町8番34号
破産者 中塚 彩(旧姓武藤)
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事部第2部

令和7年(フ)第365号
静岡県三島市大社町16番3号 レオパレス天馬102
破産者 須山 文雅
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第76号
三重県四日市市生桑町165番地5 レクエルド201、開始決定時の住所三重県四日市市鵜の森2丁目6番16号 真栄マンション第2西浦502
破産者 多田 尊
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第196号
三重県四日市市陶栄町3番2号 ロイヤル東海川原町303
破産者 Cuneta Cafeこと西脇ジジこと PLOMAJE GIGI DOMALAOON
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第231号
三重県四日市市大字塩浜171番地1 特定非営利活動法人 きずな 3600、前住所三重県四日市市東日野町117番地 シャン・ド・フルールA-101
破産者 益城 英雄
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第243号
三重県三重郡朝日町大字繩生2098番地1 ビラ・カワサキ 2B
破産者 伊藤 政彰
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第245号
三重県四日市市松寺3丁目7番14号
破産者 朝熊 理江
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第251号
三重県桑名市大字和泉753番地1
破産者 高島ふみな
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第256号
三重県四日市市高見台1丁目5番地11
破産者 陸田 友香
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第267号
三重県四日市市日永5丁目6番5号 リヴェール日永B-2
破産者 小林 優
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第262号
大津市稻津2丁目16番17号、前住所大津市田辺町15番5号
破産者 岡本 啓子
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第374号
大津市真野大野1丁目21番15号
破産者 日下 泰宏
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第149号
滋賀県愛知郡愛荘町杏掛697番地 ラフレーズ202号
破産者 脇山 厚司
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第150号
滋賀県彦根市西今町1266番地10(203号)、前住所福井県敦賀市新和町1丁目6番5-406号
破産者 高村 春美
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第151号
滋賀県彦根市西今町1266番地10(203号)、前住所福井県敦賀市新和町1丁目6番5-406号
破産者 高村このみ
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第153号
滋賀県近江八幡市武佐町525番地(1-202号)、前住所新潟県長岡市豊詰町217番地3 グランアムール201号室
破産者 長橋 葉月
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第155号
滋賀県彦根市戸賀町244番地(105号)
破産者 竹石五百子
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第156号
滋賀県近江八幡市馬淵町1691番地96
破産者 長尾 拓未
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第1177号
京都市下京区和氣町1-10 クリスタル・シバタ4C、住民票上の住所大阪市西淀川区大和田3丁目7番8号 Alcione壱番館101号室
破産者 中本 拓未(旧姓林)
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1200号
京都府城陽市寺田北山田95番地の9、前住所京都府城陽市富野乾垣内109番地の1 スプリングフォレスト103号
破産者 紀建設興業こと 中村 裕紀
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1209号
京都市東山区大和大路通塙小路下る3丁目日本池町529番地22
破産者 永野 翔平
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1225号
京都府宇治市小倉町南浦30番地の68
破産者 小島 由美
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1260号
京都市上京区葭屋町通出水上る龜屋町331番地 グランディール葭屋105号
破産者 安達 年秀
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1293号
京都市左京区岩倉上蔵町123番地 北山病院、住民票上の住所京都市右京区嵯峨駅迦堂門前瀬戸川町5番地5 ラ・ファルド嵯峨 307号
破産者 宮崎 隆司
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第411号
京都府福知山市大江町天田内199番地の8
破産者 千葉 道代
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和7年(フ)第3620号
大阪市淀川区三津屋中2丁目15番48号 パークミツヤ 202号
破産者 浅野 夏実
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4055号
大阪府摂津市鳥飼西3丁目7番6号
破産者 坪井なごみ
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4181号
大阪市鶴見区今津中1丁目6番34-602号
破産者 岡田 吉勝
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4276号
大阪市此花区西九条2丁目12番1-305号
破産者 稲垣 沢子
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4313号
大阪市旭区清水2丁目10番18号 メゾン旭303
破産者 板倉 祥子
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4361号
大阪府豊中市東豊中町2丁目8番53-310号
破産者 戸田 夏輝
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4405号
大阪府吹田市千里山西6丁目35番A-209号
破産者 伊藤 佑樹
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4416号
大阪市西淀川区野里2丁目9番8-706号
破産者 小林 慎侍
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4417号
大阪府茨木市星見町9番21号 フラワーハイツ星見 201号
破産者 川本 翔平
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4492号
大阪市東住吉区駒川1丁目18番26号 奏住庵202号
破産者 宮副 来夢
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4496号
大阪府寝屋川市高柳2丁目43番6号
破産者 長谷 善行
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4505号
大阪府東大阪市昭和町10番17号スリースターマンション A 1号室
破産者 山内 大樹
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4518号
大阪市浪速区桜川2丁目6番4-804号
破産者 木村 勇悟
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4639号
大阪市西成区花園北2丁目9番19-507号
破産者 井奥 玲奈
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4688号
大阪府高槻市富田丘町16番18号
破産者 吉川 宏司
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4722号
大阪市淀川区加島1丁目58番9-609号
破産者 屋我 七葉(旧姓庄田)
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4735号
大阪市西区九条1丁目20番14号 ハウス中島4D
破産者 入川 欣央
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4831号
大阪府高槻市如是町14番3号 ハイバレーミドル103号
破産者 奥田 真奈
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4877号
大阪市都島区東野田町1丁目18番7号 ミヤコハイツ 203号、前住所大阪府富田林市久野喜台1丁目8番604-103号
破産者 堀 隆彦
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第172号	兵庫県宝塚市南口2丁目1番37号 パッシー ココ2 101 破産者 波平 里美 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第211号	兵庫県宝塚市清荒神3丁目1番15号 松下方 破産者 寺岡 雅志 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第223号	兵庫県宝塚市高司5丁目6番16号 破産者 富田宏美こと 金 元玉 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第227号	兵庫県川西市矢間1丁目13番8号 破産者 田熊 智佳 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第89号	兵庫県西脇市上野35番地の3 イーストバ レー上野106号、従前の住所兵庫県西脇市小 坂町37番地の20 プラムガーデンハウス201 号 破産者 青山 晶子 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第90号	岡山県津市山南新座20番地5 南新座アパー トメント101 破産者 平生久美子 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第46号	香川県三豊市三野町吉津乙1478番地1 YM D'Sハウス101 破産者 長尾 美緒

1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所觀音寺支部
令和7年(フ)第47号
香川県觀音寺市古川町251番地 破産者 三好 敏雄 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所觀音寺支部
令和7年(フ)第842号
北九州市八幡西区別所町11番4-202号 破産者 近藤さゆり 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第410号
大分市大字旦野原860番地の57 アベニール 大分205 破産者 小野 龍典 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第413号
大分市富士見が丘西1丁目25番9号 破産者 池永 準一 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第121号
鹿児島県肝属郡肝付町波見1734番地1 破産者 木原すずえ 1 決定年月日 令和7年12月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第372号
鹿児島市坂之上5丁目12番29号 コーポ東 205号 破産者 恒吉 隆志 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第403号
鹿児島市西田2丁目3番21号 宏誠ハイツ 205号 破産者 坂元 栄斗 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第413号
鹿児島市下伊敷1丁目52番5-805号、前住 所鹿児島市小野2丁目13番19号 リバーサイ ドタウン壱番館103号 破産者 松元 康朗 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第414号
鹿児島市下伊敷1丁目52番5-805号、前住 所鹿児島市小野2丁目13番19号 リバーサイ ドタウン壱番館103号 破産者 松元 知代 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第426号
鹿児島市小松原1丁目2番17-405号 破産者 本田 京子 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第427号
鹿児島市東郡元町18番34号 401号 破産者 茶屋れおな 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第433号
鹿児島県鹿屋市寿3丁目10番47-6号 プレ ミエールB棟201号、開始決定時住所鹿児島 市紫原6丁目10番4号 破産者 並木 芳子 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第434号
鹿児島市清和3丁目12番70号 レ・フレール B103号 破産者 佐藤 公子 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第17号
群馬県沼田市上原町1756番地135 破産者 吉澤雄一朗 1 決定年月日 令和8年1月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所沼田支部破産係
令和6年(フ)第982号
千葉県野田市木間ヶ瀬6000-11、開始決定時 の住所東京都江戸川区春江町3丁目22-18 破産者 渕田 憲明 1 決定年月日 令和8年1月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第307号
北海道茅部郡森町字常盤町134番地12 2号室
破産者 中里 浩幸
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第360号
函館市柳町14番16号
破産者 小泉 秀樹
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第175号
北海道川上郡標茶町平和2丁目1番地、住民票上の住所釧路市昭和南4丁目30番5号
破産者 望月 裕子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第219号
釧路市中園町2番13号 ドナルドハウス中園、前住所釧路市鶴ヶ岱2丁目11番126号
大栄マンション鶴ヶ岱126
破産者 大森 公俊
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第144号
北海道帶広市柏林台南町6丁目1番地 柏林台団地南町1号棟144
破産者 佐久間沙織
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第95号
北海道網走市美幌町字田中国有地
破産者 兼田 悠希
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第165号
青森県八戸市小中野7丁目8番3-2号
破産者 田中 舞
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第170号
青森県八戸市大字壳市字觀音下27番地2
破産者 豊川 憲美
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第731号
宮城県多賀城市高橋1丁目20番22号 シニアパンション多賀城
破産者 川村 修
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1187号
仙台市泉区将監5丁目2番37-43号
破産者 斎藤 綾
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1198号
仙台市泉区南中山3丁目28番地の8
破産者 天田 浩樹
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1199号
仙台市泉区南中山3丁目28番地の8
破産者 天田 吏香
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1209号
仙台市青葉区南吉成2丁目22番地の10 パーカサイド南吉成4-202
破産者 成澤 光夫
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1242号
宮城県宮城郡松島町磯崎字夕陽が丘79番地
破産者 及川美和子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1249号
宮城県富谷市富ケ丘4丁目26番6号
破産者 鈴木ひとみ
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1265号
仙台市太白区長町1丁目10番2号 第一コープエンドー103
破産者 成松 洋一
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1272号
仙台市青葉区木町通1丁目2番19-202号、
従前の住所仙台市青葉区木町通1丁目1番
3-608号
破産者 佐藤みよ子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1282号
仙台市青葉区錦町1丁目6番5号 中村ビル
3-C
破産者 金 日振(本田振二)
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第34号
宮城県気仙沼市本吉町小金沢166番地
破産者 紺野 桂敏
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年(フ)第66号
秋田県大館市芦田子字塞神南12番地2、借入時の住所札幌市白石区菊水上町2条2丁目52番地181 ブレイス2・2-201号・北海道苦小牧市有珠の沢町3-20-7-202
破産者 土山 真凜(旧姓櫻田)
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和7年(フ)第83号
秋田県湯沢市清水町6丁目1番12号
破産者 佐々木 進
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第85号
秋田県横手市追廻2丁目3番2号
破産者 藤田 勉
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第86号
秋田県横手市上内町4番33号 生活訓練施設のぞみ
破産者 高橋 俊和
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第87号
秋田県横手市横山町1番2号
破産者 仙道とき子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第54号
秋田県大仙市大曲字上高畑118番地5
破産者 千葉 洋樹
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(フ)第161号
福島市松川町字南下原6番地の3
破産者 金井 和(旧姓渡邊)
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和7年(フ)第209号
福島県須賀川市森宿字ヒジリ田37番地1 市営1-53号、前住所福島県須賀川市稻荷町94番地 エメラルドマンション208号
破産者 宗像 綾
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第226号
福島県須賀川市桜岡103番地 県営1-13号
破産者 渡邊 恵
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第250号	福島県須賀川市六郎兵衛27番地1 破産者 根本 駿太 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第261号	福島県郡山市喜久田町字寺久保23番地 柳田圭方 破産者 星 徳世 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第299号	茨城県水戸市堀町2110番地の10 プレアージュ1210号 破産者 長山 純子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第341号	茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎2837番地1 ひぬま莊 破産者 大井 淳 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第347号	茨城県水戸市見川町1820番地の5 市営大山台住宅3棟104号、前住所茨城県水戸市千波町2201番地の29 破産者 弓下 清美 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第383号	茨城県東茨城郡城里町大字那珂西1386番地の2 破産者 長須 景子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第397号	茨城県常陸大宮市中居864番地 破産者 安達 優愛 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第400号	茨城県笠間市南友部93番地2 破産者 田村ツギノ 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第401号	茨城県東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎1711番地40 破産者 吉田 貴 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第403号	茨城県水戸市城南3丁目11番10号 ハウスS E-1・202号 破産者 岩上 美幸 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第412号	茨城県那珂市菅谷854番地11 グループホームこもれ陽 破産者 浅井 遼河 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第414号	茨城県常陸大宮市中富町1062番地の1 グランディールⅢ 103号 破産者 本田さやか 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第415号	茨城県水戸市内原町1630番地 破産者 安藤 輝 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第416号	茨城県水戸市浜田町49番地の5 リツツガーデンⅠ・303号 破産者 オダカ ナイラ マリエ 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第166号	茨城県守谷市御所ヶ丘5丁目3番地5 破産者 赤沢ジーナ レイコ (AKAZAWA GINA REIKO) 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第170号	茨城県取手市取手1丁目2番5-201号、前住所茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町176番地1 パルスグランレジオ310号室 破産者 加田安梨奈 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第172号	茨城県龍ヶ崎市出し山町199番地2 フォーブル出し山D棟102号室 破産者 信夫 祐二 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第171号	群馬県太田市大島町312番地1 大島市営住宅3-22号、前住所埼玉県熊谷市上之2036番地4 ロイヤルガーデン熊谷A 403号室 破産者 栗原 敏江 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第743号	埼玉県所沢市上新井3丁目19番地の6 リバーサイドハイツA-108 破産者 加賀谷 篤 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第789号	埼玉県所沢市大字山口195番地の1 ヒルズ西所沢306、前住所埼玉県所沢市南住吉21番10号 ベルメゾン201 破産者 畑中江璃奈 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第800号	埼玉県ふじみ野市上福岡6丁目4番5号 ふじみ野の杜、前住所埼玉県志木市中宗岡3丁目3番33-106号 破産者 晒 三夫 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第176号	千葉県東金市家徳65番地17 破産者 西浦 直幸 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第185号	千葉県山武郡九十九里町真駒1404番地 破産者 櫻井 聖子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第1437号	東京都東久留米市南町1丁目8番1-111号 破産者 尾方 佳宏 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1538号	東京都多摩市愛宕1丁目630番地の19 破産者 佐久間裕之 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1678号	東京都町田市相原町1272番地1ミライエ町田相原104 破産者 田中 健児 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第331号	神奈川県平塚市南金目357番地の3 シャンティC101、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市東中原2-2-48 ハイツイケダ201 破産者 金城 登 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第502号 新潟県足柄上郡開成町延沢1408番地2 メゾン・サトーA101 破産者 小澤 純里 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第374号 新潟市北区松浜6丁目2番地13 破産者 田中 幸 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第427号 新潟市西区新通西1丁目4番11号 破産者 磯部すばる 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第436号 新潟市東区東新町3番18号 破産者 佐々木 綾 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第440号 新潟市西蒲区巻甲4144番地1 山賀マンション201号、前住所新潟市西蒲区巻甲2468番地10 破産者 大原 操 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第450号 新潟市東区中野山4丁目7番3号 SAE中野山102号 破産者 栗原 優馬 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第479号 新潟市中央区姥ヶ山2丁目25番8号 コーポさつき201号 破産者 豊嶋さおり 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第118号 新潟県阿賀野市安野町17番54-342号 破産者 三浦 尚登 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第171号 新潟県小千谷市真人町甲16番地子 破産者 大窪 天 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第175号 新潟県長岡市寿2丁目1番4号 リバーサイドセイバーー202号室 破産者 村瀬 秀人 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第185号 新潟県長岡市下々条4丁目1520番地 メゾン・ボルドーB106号室 破産者 佐藤 栄 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第188号 新潟県長岡市左近2丁目28番地 ユニメゾン103号室 破産者 五十嵐正樹 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第190号 新潟県見附市市野坪町876番地 カームリーII201 破産者 滝沢 貞夫 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第317号 静岡市清水区駒越西2丁目8番5号、旧住所静岡市葵区上伝馬32番16-102号 破産者 団野文扇香(旧姓浜内) 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第584号 静岡県焼津市駅北2丁目1番1-701号 リ・エンブル焼津 破産者 池谷 隆行 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第585号 静岡県焼津市駅北2丁目1番1-701号 リ・エンブル焼津 破産者 池谷恵子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第625号 静岡市清水区高橋4丁目14番38号、旧住所東京都新宿区四谷4丁目18番地 メゾンクルージュ102 破産者 饗元 建太 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第642号 静岡市葵区羽鳥7丁目12番5号 ビューラ75 102号 破産者 小塙多美子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第643号 静岡市葵区足久保口組672番地の68 破産者 山本 等 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第647号 岐阜市河渡2丁目268番地 (島川ハイツ302号室) 破産者 濱尾 良勝 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第670号 静岡県焼津市焼津5丁目1番28号 E S O P-R103 破産者 仁科 友希(旧姓杉山) 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部

<p>令和7年(フ)第300号 静岡県沼津市大岡1816番地の9 N7-304、 前住所静岡県沼津市庄栄町10番50号 ダイア パレス沼津505 破産者 渡邊 由紀 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第309号 静岡県御殿場市茱萸沢90番地の10 恵コーポ 2D 破産者 月館 朋子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第326号 静岡県三島市壱町田41番地の10 県営壱町田 やまがみ団地2-106 破産者 松元 美紀 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第335号 静岡県伊豆市土肥303番地の9、前住所静岡 県沼津市東椎路866番地の1 レオパレス 99-201 破産者 三津谷 葵 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第351号 静岡県田方郡函南町仁田2番地の5 レーヴ アヴェニュー101 破産者 長谷川香保 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第354号 静岡県三島市寿町3番30号 ロイヤルマン ション三島寿町301 破産者 橋本 香織 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第363号 静岡県伊東市川奈1185番地の100 サンクレ スト川奈台102号 破産者 加藤 国康 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第193号 ブラジル連邦共和国サンパウロ州サントアナ スタシオ町ルアーラウンドペレスファルコン 120、開始決定上の住所静岡県富士宮市山 宮977番地の15 破産者 アルヴェス ヴァルミル (ALVES VALMIR) 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部 令和7年(フ)第194号 ブラジル連邦共和国サンパウロ州サントアナ スタシオ町ルアーラウンドペレスファルコン 120、開始決定上の住所静岡県富士宮市山 宮977番地の15 破産者 ムライ アルヴェス サンドラ ミド リ (MURAI ALVES SANDRA MIDORI) 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部 令和7年(フ)第479号 兵庫県姫路市広畠区蒲田3丁目103番地 破産者 越智 雅章 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第481号 兵庫県姫路市勝原区熊見393番地1 ハイツ 熊見II A205 破産者 田中 泰行 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第488号 兵庫県加古川市別府町西町3番地 クレアハ イムベフ101号、従前の住所兵庫県加古川市 加古川町美乃利305番地の1 ハイムマコト B-102号 破産者 安積 充洋 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p>令和7年(フ)第498号 兵庫県姫路市飾磨区阿成中垣内16番地1 リーベの家212、従前の住所兵庫県姫路市四 郷町見野907番地1 市営見野住宅4棟4- 303 破産者 大澤 一也 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第502号 兵庫県神崎郡福崎町福崎新376番地15 モン ビープルII 203号 破産者 北川 走 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第505号 兵庫県加古川市別府町別府794番地の2 破産者 森 泰人 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第524号 兵庫県姫路市砥堀251番地1 メゾンT2 A棟101 破産者 伊藤 淳子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第529号 兵庫県加古川市平岡町土山390番地 加古川 平岡鉄筋19-103号 破産者 細川 武志 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第541号 兵庫県姫路市勝原区宮田331番地17 破産者 石田ケイ子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第546号 兵庫県姫路市網干区高田13番地3 103 破産者 山田 沙織 (旧姓田中) 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第558号 兵庫県姫路市北今宿3丁目15番15号 ブリラ ンテ202、従前の住所神奈川県厚木市下川入 92番地1 ブレジール倅和V103 破産者 野田 萌日 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第559号 兵庫県加古郡播磨町宮北3丁目14番5-1 号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町上野添1 丁目6番35号 メゾンフロイデ3番館101号 破産者 藤井 唯衣 (旧姓黒川) 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第561号 兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町1丁目41番地1 ロイヤルアガボ303号室 破産者 岩井 幸一 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第563号 兵庫県加古郡播磨町宮北1丁目16番8-504 号 破産者 横山 孝治 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第568号 兵庫県姫路市花田町小川766番地6 破産者 古島 健也 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第576号 兵庫県神崎郡神河町比延277 あやめ苑、住 民票上の住所兵庫県神崎郡神河町上岩196番 地の14 破産者 藤井 弘子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部</p>
--	--	--

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1 処分をした弁護士会 兵庫県弁護士会

2 処分を受けた弁護士

氏名 戎 卓一

登録番号 41732

事務所 兵庫県明石市小久保2-1-1

YSビル5階501

戎みなとまち法律事務所

3 処分の内容 戒告

4 処分が効力を生じた年月日

令和7年12月25日

令和8年1月6日 日本弁護士連合会

公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。

令和8年1月21日

公立学校共済組合理事長 丸山 洋司

(再任) 理事（非常勤） 丹野 久

任期満了年月日 令和7年12月31日

任命年月日 令和8年1月1日

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年1月21日 三重県教育委員会

氏名、本籍地、失効年月日、失効の事由、免許状の種類、教科、番号、授与年月日、授与権者

渡邊 義登、三重県、令和7年12月23日、教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ハ）該当

ア 中学校教諭1種免許状、保健体育、平11中一種第33号、平成12年1月31日、三重県教育委員会

イ 高等学校教諭1種免許状、保健体育、平12高一種第103号、平成13年2月28日、三重県教育委員会

ウ 小学校教諭2種免許状、平20小二種第32号、平成20年6月30日、三重県教育委員会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年1月21日 福岡県教育委員会

1. 氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、免許状の番号

(1) 草薙 喜夫、福岡県、幼稚園教諭一種免許状、福岡県教育委員会、平成24年3月9日、平23幼一種第139号

(2) 草薙 喜夫、福岡県、小学校教諭一種免許状、福岡県教育委員会、平成24年3月9日、平23小一種第83号

2. 失効年月日 令和7年12月24日

3. 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

教育職員免許状失効の取消公告

令和4年7月22日付け官報号外第158号で公告した次の教育職員免許状は、失効を取り消した。

令和8年1月21日 大阪府教育委員会

1. 氏名、免許状記載の本籍地、生年月日 (2)

免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者

(3) 失効取消の事由

1 (1) 藤枝 克巳、大阪府、昭和40年12月21日

(2) ①中学校教諭一級普通免許状（理科）、昭62中一普第4493号、昭和63年3月31日、大阪府教育委員会 ②高等学校教諭二級普通免許状（理科）、昭62高二普第5243号、昭和63年3月31日、大阪府教育委員会 ③特別支援学校教諭二種免許状、平29特支二第111号、平成29年7月22日、大阪府教育委員会 (3) 教育職員免許法第10条第1項第2号（施行規則第74条の2第8号ホ）に該当しなくなつたため

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・身長不詳の推定40歳から70歳の男性、所持品・持参金なし

上記の者は、玉野市築港四丁目26番4号北側山中で、令和7年6月21日午後2時30分頃頭蓋骨1個、同月30日前10時33分頃下顎骨1個、歯牙1本、同日午前10時55分頃左大腿骨1本が発見される。死後2年から5年程度と推定、死因は不詳。

身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管しております。心当たりの方は、当市福祉政策課まで申し出てください。

令和8年1月21日

岡山県

玉野市長 柴田 義朗

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和8年1月21日 千葉県四街道市

1 墓地等所在地 千葉県四街道市内黒田1010

1 墓地等の名称 四街道市営霊園

1 死亡者の本籍及び氏名

(1) 東京都大田区田園調布本町17番地1

工藤 雅司・工藤タミ子

(2) 千葉県四街道市つくし座二丁目1番

大津泰次郎

1 改葬を行おうとする者 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市長 鈴木 陽介

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

静岡県菊川警察署長

司法警察員警視 岩瀬 盛一

令和5年第626号出入国管理及び難民認定法違反被疑事件（令和5年第1号）1. 財布（革製、二つ折、黒色）1個。2. 自動車運転免許証（TRAN DINH HA 1名義のもの）1通「受

還付人TRAN DINH HA I」。3. ICカード（ICOCA）1枚。4. ポイントカード（Rakuten, Smiles）2枚。5. 現金15,246円。6. 短パン（adidas製、黒色）1着

会社その他のお詫び

解散公告

当社は、令和7年1月21日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月21日

札幌市東区北二十二条東九丁目二番四号

有限会社恒明建設

清算人 武田 恒男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月21日

北海道上川郡美瑛町本町一丁目三番一五号

有限会社モリヤ写真館

清算人 守谷 義之

解散公告

当社は、令和7年8月25日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月21日

北海道札幌市手稲区手稲四条五丁目一四番八号

スリーアローズ合同会社

清算人 工藤 貴子

解散公告

当社は、令和7年1月19日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月21日

岩手県八幡平市大更第1五地割五六番地の二

有限会社西根家電

清算人 日戸 久孝

解散公告

当社は、令和7年1月21日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月21日

仙台市青葉区北根一丁目一番三五号

有限会社ケイエムエス

清算人 延川 正英

解散公告

当社は、令和七年十一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

宮城県亘理郡山元町高瀬字館下三二番地一九
高砂住宅販売株式会社

代表清算人 丹野美恵子

解散公告

当社は、令和七年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

宮城県栗原市築館字下宮野八幡下二二五番地
有限会社五洋商事

清算人 高橋 幸男

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

宮城県登米市登米町日野渡薬師崎三四番地
有限会社マルニ運輸

清算人 二階堂和穂

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

秋田県横手市条里三丁目一二番一七号

株式会社美華
代表清算人 佐藤 美麗**解散公告**

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

山形県米沢市太田町二丁目一番四〇一七七号
合同会社やまきおふいす

清算人 羽場 昌子

解散公告

当法人は、令和七年十月二十三日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

福島県南相馬市小高区本町二の九九の三
NPO法人災害復興支援ボランティア
ネット連絡先福島県福島市松川町水原字桂久保九
の一
清算人 矢内めぐみ**解散公告**

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

福島県南相馬市原町区本町一丁目四九番地
有限会社菅頭電機

清算人 菅頭 直身

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

福島県南相馬市原町区錦町一丁目一二七番
地の一 有限会社相馬トラベルサービス

清算人 西 良典

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

栃木県小山市大字横倉五〇八番地二
特定非営利活動法人オカリーナ工房土音

清算人 板垣 洋一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

福島県南相馬市草加市市瀬崎三丁目一七番二一号
陽光メンテナنس有限会社

代表清算人 江田久美子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

群馬県伊勢崎市東町二二七八番地四
トリノバ合同会社

代表清算人 松村 未貴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

埼玉県越谷市瓦曾根二丁目八番地七三
有限会社旭調査設計

清算人 山下 佳司

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

埼玉県富士見市ふじみ野西四丁目一四番地八
山勝総業株式会社

代表清算人 山内 勝吾

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

千葉県館山市安布里一六六番地一二
特定非営利活動法人結いの会

清算人 藤田 昌子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

千葉県千葉市美浜区幕張西一丁目二番地
九号 特定非営利活動法人自立学舎

代表清算人 近藤 弘

解散公告

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号E.P.コンサルティングサービス内

Heijo IBLP合同会社

清算人 滝澤 和政

解散公告

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号E.P.コンサルティングサービス内

草津一般社団法人

代表清算人 目黒 正行

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号E.P.コンサルティングサービス内

備後町インベントメンツ特定目的会社

代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

備後町インベントメンツ合同会社

清算人 中村 武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

備後町マネジメント合同会社

清算人 中村 武

解散公告

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

備後町インベントメンツ一般社団法人

代表清算人 中村 武

解散公告

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

備後町インベントメンツ特定目的会社

代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

備後町インベントメンツ合同会社

清算人 中村 武

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都荒川区荒川六丁目一四番七号

合同会社荒川1002

清算人 川村 大

解散公告

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都荒川区荒川六丁目一四番七号

Tieway Japan株式会社

代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都荒川区荒川六丁目一四番七号

備後町インベントメンツ一般社団法人

代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都荒川区荒川六丁目一四番七号

備後町インベントメンツ合同会社

清算人 中村 武

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

HINODE J.V.株式会社

代表清算人 シディキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

HINODE J.V.株式会社

清算人 シディキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

HINODE J.V.株式会社

清算人 シディキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

HINODE J.V.株式会社

清算人 シディキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

角川公告

当社は令和二年一月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京支店
販賣部

当社は、令和五年一二月一九日付総会員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京支店
販賣部
販賣二課六番一二号

三社に 令和十一年二月十六日付総会員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

三社に 令和十五年二月一六日付給社員の同意
により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

解散公告

東京都中央区京橋一丁目六番三号

H I N O D E 0-5 合同会社

清算人 シデイキ・ムニブ

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

東京都中央区橋一丁目六番一三号

H I N O D E 11 合同会社

清算人 シディキ・ムニブ

令和八年一月二十一日

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

H I N O D E 15合同会社

清算人 シティキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

H I N O D E 19合同会社

清算人 シデイキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。

東京都中央区京橋一

四京橋一丁目六番一三号

HINODE 06 合同会社
清算人 シティキ・ムニズ

HINODE 12合同会社
清算人 シティキ・ムニブ

HINO DE 16 合同会社
清算人 シディキ・ムニブ

HINO DE 20合同会社
清算人 シティキ・ムニズ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

HINO DE 21 合同会社

清算人 シディキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

HINO DE 23 合同会社

清算人 シディキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

HINO DE 23 合同会社

清算人 シディキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

HINO DE 25 合同会社

清算人 シディキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区京橋一丁目六番一三号

HINO DE 26 合同会社

清算人 シディキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

神奈川県川崎市川崎区渡田東町一七番五号

ドミールマンション二〇三号室

株式会社マミヤ

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

神奈川県川崎市川崎区渡田東町一七番五号

ドミールマンション二〇三号室

株式会社マミヤ

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

HINO DE 24 合同会社

清算人 シディキ・ムニブ

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

神奈川県川崎市高津区千年七二三番地四メ

ゾンドナイルス一〇三

株式会社エーワイエスホーム
代表清算人 褒田 公介

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

横浜市栄区飯島町一八番地二六

地域ビジネスマーケティングコンサル青

空株式会社 代表清算人 青木 義郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

福井県福井市新保一丁目二二三番地

有限会社カトウバーツ

清算人 加藤 勝博

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

福井県福井市新保一丁目二二三番地三

有限会社小斎商店

清算人 小斎 利久

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

長野県飯田市育良町一丁目二二番地一二

株式会社サンフエイス

代表清算人 鈴木 誠

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

神奈川県川崎市高津区千年七二三番地四メ

ヨンドナイルス一〇三

株式会社エーワイエスホーム
代表清算人 褒田 公介

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

静岡県浜松市中央区下石田町一〇五番地

有限会社浜松物流

清算人 村松 正巳

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

静岡県浜松市中央区下石田町一〇五番地三

有限会社小斎商店

清算人 小斎 利久

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

静岡県浜松市中央区住吉三丁目六番一〇号

有限会社エフオート

清算人 西野 堅志

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

愛知県刈谷市高松町三丁目二番地一

株式会社アセットワイス

代表清算人 内藤 祐滋

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和字平見六

有限会社調剤薬局花みかん

清算人 松村 公平

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

三重県津市雲出本郷町一九〇五番地

有限会社伊勢湾コンタクト

清算人 竹内 孝子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

滋賀県彦根市河原二丁目六番八号

株式会社清仲

代表清算人 高木千佳与

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

滋賀県大津市中央四丁目六一五五一八一二

株式会社ジブネクスト

代表清算人 飯田 敏基

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

京都市左京区鹿ヶ谷西寺ノ前町六六番地

株式会社丸十商店

代表清算人 村井政次郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

京都市南区上鳥羽仮現寺町五四番地

株式会社京都タイムズマート

代表清算人 羽田 正敏

解散公告

当社は、令和七年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

京都府宇治市琵琶台三丁目八番一六号

株式会社メドジェル

代表清算人 田畠 康彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大阪府此花区春日出中一丁目四番一二一一二

デイライト株式会社

代表清算人 村平 圭一

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大阪市西成区天下茶屋二丁目二一番六号

パイソリーフ天下茶屋一〇七号

株式会社丸十商店

代表清算人 中井 周治

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大阪市福島区野田三丁目一〇番四号

井平電機工業有限公司

清算人 井平 雅祥

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大阪市東成区永田二丁目二番二号

有限会社カイラス工芸

清算人 竹内 章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目一五番二

六号

八光土地建物株式会社

代表清算人 池田 淳八

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁二一九

d r e a m s t a r 株式会社

代表清算人 夏 冰

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大阪市都島区中野町四丁目七番一二号

株式会社ビクデザイン事務所

代表清算人 山田 悅央

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大阪市都島区中野町四丁目七番一二号

株式会社アクトテックマリン

代表清算人 神村 俊男

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日

大阪府茨木市山手台四丁目三番一五号

株式会社アクトテックマリン

代表清算人 神村 俊男

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日
大阪市西区北堀江二丁目二一六ラフィナー

ト階・二階
S DIVISION C5 MEDI

CAL株式会社
代表清算人 井上 優子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
大阪府堺市南区稻葉二丁二九三九番地二

有限会社コウワハウス
代表清算人 野口 静代

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日
大阪府堺市住之江区南港二一一〇ATCビル

衆和日本テクノロジー株式会社
代表清算人 張 微微

当社は、令和七年十二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日
和歌山県紀の川市杉原一〇〇番地の一

株式会社K整理会社
代表清算人 柏木 孝

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
広島県廿日市市津田四〇二九番地

合同会社山茶花
清算人 繻部 保夫

解散公告

当社は、令和七年九月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
兵庫県明石市魚住町清水二一四四番地サ

バス明石土山七〇三 株式会社UFB
代表清算人 古関 大地

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
愛媛県松山市正円寺一丁目三番一六号

ナカノ不動産有限公司
清算人 中野 孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
福岡市博多区吉塚八丁目四番四八号

初村トラスト株式会社
代表清算人 初村 正章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目44番1号

マミーサービス株式会社
代表取締役 石村 聰也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
広島市南区皆実町五丁目一四番一一八〇一号

新規企画システム ケーブル
清算人 佐々木由紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
兵庫県尼崎市武庫町一丁目三番二四号

株式会社BYコードレーション
代表清算人 河崎 佳奈

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
広島市西区三滝本町一丁目六番七号

株式会社ヒロヤビル
代表清算人 廣谷 清

解散公告

当社は、令和七年十二月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
山口県下関市垢田町一丁目二〇一一二

株式会社ミラノカリーノ
代表清算人 立野 明美

令和八年一月二十一日
兵庫県加東市藤田一〇八七番地一

近電通合同会社
清算人 廣畑 利樹

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
山口県下関市垢田町一丁目二〇一一二

株式会社ミラノカリーノ
代表清算人 立野 明美

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
大阪市西区北堀江二丁目二一六ラフィナー

ト階・二階
S DIVISION C5 MEDI

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
大阪府堺市南区稻葉二丁二九三九番地二

有限会社コウワハウス
代表清算人 野口 静代

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
大阪府堺市住之江区南港二一一〇ATCビル

衆和日本テクノロジー株式会社
代表清算人 張 微微

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
和歌山県紀の川市杉原一〇〇番地の一

株式会社K整理会社
代表清算人 柏木 孝

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
広島県廿日市市津田四〇二九番地

合同会社山茶花
清算人 繻部 保夫

解散公告

当社は、令和七年九月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
兵庫県明石市魚住町清水二一四四番地サ

バス明石土山七〇三 株式会社UFB
代表清算人 古関 大地

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
愛媛県松山市正円寺一丁目三番一六号

ナカノ不動産有限公司
清算人 中野 孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
福岡市博多区吉塚八丁目四番四八号

初村トラスト株式会社
代表清算人 初村 正章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目44番1号

マミーサービス株式会社
代表取締役 石村 聰也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
広島市南区皆実町五丁目一四番一一八〇一号

新規企画システム ケーブル
清算人 佐々木由紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
兵庫県尼崎市武庫町一丁目三番二四号

株式会社BYコードレーション
代表清算人 河崎 佳奈

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日
広島市西区三滝本町一丁目六番七号

株式会社ヒロヤビル
代表清算人 廣谷 清

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日
大阪府大阪市北区豊崎三丁目一五十五

特定非営利活動法人クリエイシ

清算人 井上 泰孝

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日
大阪府大阪市北区豊崎三丁目一五十五

株式会社ヒロヤビル
代表清算人 廣谷 清

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十一日
大阪府大阪市北区豊崎三丁目一五十五

清算人 井上 泰孝

第26期決算公告 貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	
流動資産	1,133,546
固定資産	212,227
合 计	1,345,773
負の 産 部	
流動負債	251,317
固定負債	9,492
合 计	1,084,964
資本	90,000
積立	999,964
合 计	999,964
純資本	600
益の準備金	999,364
合計	(131,852)
自己株式	△5,000
合 计	1,345,773

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和8年1月21日

記

〔掲載順序〕

- ①商号 ②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合） ⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合） ⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）
- ⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）
- ⑪申出書提出先 ⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

*冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B ①オフィス里地里山 ②地域限定旅行業 ③茨城県知事登録地域限定旅行業第6号 ④オフィス里地里山 茨城県日立市末広町4丁目6番7号 ⑤オフィス里地里山 茨城県日立市末広町4丁目6番7号 ⑥令和5年1月5日 ⑧令和7年12月23日 ⑩100万円 ⑪茨城県知事 ⑫茨城県日立市末広町4丁目6番7号 オフィス里地里山

B ①T T C 株式会社 ②第3種旅行業 ③埼玉県知事登録旅行業第3-1284号 ④T T C 株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目4番10-1706号 代表取締役 宇津野優子 ⑤T T C 株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目4番10-1706号 ⑥令和4年4月19日 ⑧令和7年12月2日 ⑩300万円 ⑪埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目4番10-1706号 T T C 株式会社 代表取締役 宇津野優子

B ①株式会社ヴァイキング（アイスランド航空トラベル） ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-5691号 ④株式会社ヴァイキング 東京都港区海岸一丁目2番地20号 代表取締役 横川泰明 ⑤本社営業所 東京都港区海岸一丁目2番地20号汐留ビルディング3F ⑥平成17年12月8日 ⑧令和7年12月8日 ⑩300万円 ⑪東京都知事 ⑫東京都港区海岸一丁目2番地20号 株式会社ヴァイキング 代表取締役 横川泰明

B ①株式会社旅行総研東日本 ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-7904号 ④株式会社旅行総研東日本 東京都港区虎ノ門一丁目13番3号 代表取締役 石井光彦 ⑤本社 東京都港区虎ノ門一丁目13番3号 ⑥令和2年1月9日 ⑧令和7年9月12日 ⑩300万円 ⑪東京都知事 ⑫東京都港区虎ノ門一丁目13番3号 株式会社旅行総研 代表取締役 石井光彦

B ①株式会社エイチエムジャパン ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-6990号 ④株式会社エイチエムジャパン 東京都品川区上大崎二丁目16番2号スペースジョイビル 代表取締役 許重九 ⑤本店 東京都品川区上大崎二丁目16番2号スペースジョイビル ⑥平成27年9月3日 ⑧令和7年9月3日 ⑩300万円 ⑪東京都知事 ⑫東京都品川区上大崎二丁目16番2号スペースジョイビル 株式会社エイチエムジャパン 代表取締役 許重九

B ①株式会社G M ②第3種旅行業 ③大阪府知事登録旅行業第3-3241号 ④株式会社G M 大阪市西成区南開2-1-18 代表取締役 劉風雷 ⑤本社営業所 大阪市西成区南開2-1-18 ⑥令和6年11月12日 ⑧令和7年10月28日 ⑩300万円 ⑪大阪府知事 ⑫大阪市西成区南開2-1-18 株式会社G M 代表取締役 劉風雷

B ①株式会社旅行総研西日本 ②第3種旅行業 ③大阪府知事登録旅行業第3-3028号 ④株式会社旅行総研西日本 大阪市中央区瓦町4丁目5番9号 代表取締役 石井光彦 ⑤関西営業部 大阪市中央区瓦町4-5-9井門瓦町ビル4F ⑥令和元年11月27日 ⑧令和7年10月1日 ⑩300万円 ⑪大阪府知事 ⑫株式会社旅行総研 東京都港区虎ノ門一丁目13番3号 代表取締役 石井光彦

B ①一般社団法人江田島市観光協会 ②地域限定旅行業 ③広島県知事登録旅行業地域-461号 ④一般社団法人江田島市観光協会 広島県江田島市大柿町飛渡瀬76番地1 代表理事 伊藤富美雄 ⑤本店営業所 広島県江田島市大柿町飛渡瀬76番地1 ⑥令和3年7月8日 ⑧令和7年3月31日 ⑩15万円 ⑪広島県知事 ⑫広島県江田島市大柿町飛渡瀬76番地1 一般社団法人江田島市観光協会 代表理事 伊藤富美雄

B ①一般社団法人内子町観光協会（うちこ旅の案内所 旅里庵） ②地域限定旅行業 ③愛媛県知事登録旅行業地域-212号 ④納堂邦弘 愛媛県喜多郡内子町小田84番地 ⑤内子駅前営業所 愛媛県喜多郡内子町内子300番地 ⑥令和元年7月1日 ⑧令和7年3月31日 ⑩15万円 ⑪愛媛県知事 ⑫愛媛県喜多郡内子町内子2020番地 一般社団法人内子町観光協会 代表理事 納堂邦弘

B ①アンバサダージャパン合同会社 ②第3種旅行業 ③福岡県知事登録旅行業第3-956号 ④アンバサダージャパン合同会社 福岡県福岡市西区今宿駅前1丁目19番23 代表社員 藤本直己 ⑤本社営業所 福岡県福岡市西区今宿駅前1丁目19番23 ⑥令和2年11月16日 ⑧令和7年11月15日 ⑩300万円 ⑪福岡県知事 ⑫福岡県福岡市西区今宿駅前1丁目19番23 アンバサダージャパン合同会社 代表社員 藤本直己

C ①株式会社日本旅行サービス ②第3種旅行業 ③佐賀県知事登録旅行業第3-65号 ④株式会社日本旅行サービス 佐賀県佐賀市北川副町大字新郷759番地1 代表取締役 舟田秀臣 ⑤株式会社日本旅行サービス 佐賀県佐賀市北川副町大字新郷759番地1 ⑥平成2年7月27日 ⑧令和7年11月21日 ⑩300万円 ⑪佐賀県知事 ⑫佐賀県佐賀市北川副町大字新郷759番地1 株式会社日本旅行サービス 代表取締役 舟田秀臣

C ①島半観光株式会社 ②第2種旅行業 ③長崎県知事登録旅行業第2-223号 ④島半観光株式会社 長崎県南島原市加津佐町已3555-1 代表取締役 山本章二 ⑤本社営業所 長崎県南島原市加津佐町已3555-1 ⑥令和7年9月17日 ⑧令和7年11月17日 ⑩1100万円 ⑪長崎県知事 ⑫長崎県南島原市加津佐町已3555-1 島半観光株式会社 代表取締役 山本章二

B ①一般社団法人豊見城市観光協会 ②地域限定旅行業 ③沖縄県知事登録旅行業 地域-460号 ④一般社団法人豊見城市観光協会 沖縄県豊見城市字豊崎1番地1162 代表理事 本盛聰 ⑤一般社団法人豊見城市観光協会 沖縄県豊見城市字豊崎1番地1162 ⑥令和4年6月28日 ⑧令和7年11月30日 ⑩15万円 ⑪沖縄県知事 ⑫沖縄県豊見城市字豊崎1番地1162 一般社団法人豊見城市観光協会 代表理事 本盛聰

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第5項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第1項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第1項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第2項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書2通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和8年1月21日

記

〔掲載順序〕（ ）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号） ②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号） ⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額） ⑨弁済限度額

*冒頭のAは保証社員の地位を失った場合、Bは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A ①株式会社スカイサルーントラベル ②第2種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第2-8032号
④株式会社スカイサルーントラベル 東京都江戸川区平井四丁目3番11号 代表取締役 石綿圭汰
⑤本社営業所 東京都中央区銀座八丁目18番3号東銀座ビル6階 ⑥令和2年10月22日 ⑦令和7年10月22日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社UNTOLD JAPAN ②第2種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第2-8562号
④株式会社UNTOLD JAPAN 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 代表取締役 後藤謙吾 ⑤本社 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 ⑥令和6年5月2日 ⑦令和7年11月1日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社ハートフルツアーズ ②第2種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第2-4964号 ④株式会社ハートフルツアーズ 東京都足立区関原一丁目12番16-501号 代表取締役 田端洋介 ⑤東京営業所 東京都足立区梅田4-6-11 SEAN HOLMES II 204号 ⑥平成13年3月5日 ⑦令和7年12月10日 ⑧220万円 ⑨1100万円

以上3件

東京都千代田区霞が関3丁目3番3号
一般社団法人日本旅行業協会
会長 高橋 広行

A ①株式会社カネユー ②第3種旅行業 ③北海道知事登録旅行業第3-307号 ④株式会社カネユー 函館市亀田町5番33号 代表取締役 小河友子 ⑤本社営業所 函館市亀田町5番33号 ⑥平成5年8月10日 ⑦令和7年12月15日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①全日本株式会社 ②第2種旅行業 ③長野県知事登録旅行業第2-218号 ④全日本株式会社 伊那市中央4581番地 代表取締役 守屋和人 ⑤本社営業所 伊那市中央4581番地 ⑥昭和54年12月1日 ⑦令和7年11月30日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社飛躍陽 ②第3種旅行業 ③鹿児島県知事登録旅行業第3-225号 ④株式会社飛躍陽 鹿児島市吉野町1759-1 代表取締役 楊洪波 ⑤本社営業所 鹿児島市吉野町1759-1 ⑥平成22年11月18日 ⑦令和7年11月5日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①有限会社鹿島観光 ②第2種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第2-347号 ④有限会社鹿島観光 東京都板橋区中台一丁目38番10号 代表取締役 鹿島武基 ⑤本社営業所 東京都板橋区中台一丁目38番10号 ⑥昭和36年12月2日 ⑦令和7年12月1日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①有限会社アイツアーズ ②第3種旅行業 ③栃木県知事登録旅行業第3-355号 ④有限会社アイツアーズ 芳賀郡益子町大字益子640番地6 代表取締役 岩崎悦久 ⑤本社営業所 芳賀郡益子町大字益子640番地6 ⑥昭和57年10月4日 ⑦令和7年9月25日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①くす旅サービス ②第3種旅行業 ③大分県知事登録旅行業第3-163号 ④穴井和典 玖珠郡玖珠町大字森200番地の19 ⑤本社営業所 玖珠郡玖珠町大字帆足262-21 ⑥平成18年2月15日 ⑦令和7年11月30日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社富士トラベル石川 ②第3種旅行業 ③石川県知事登録旅行業第3-122号 ④株式会社富士トラベル石川 小松市園町ハ178番地1 代表取締役 安田嘉昌 ⑤本社営業所 小松市園町ハ178番地1 ⑥昭和63年12月15日 ⑦令和7年12月22日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社ビジネストラベル ②第3種旅行業 ③兵庫県知事登録旅行業第3-412号 ④株式会社ビジネストラベル 姫路市白浜町丙6-1 代表取締役 川中修 ⑤本社営業所 姫路市白浜町丙6-1 ⑥平成8年7月29日 ⑦令和7年12月15日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社ビィ・エフ・アール ②第3種旅行業 ③佐賀県知事登録旅行業第3-71号 ④株式会社ビィ・エフ・アール 佐賀市高木瀬町大字東高木232番地1 代表取締役 森啓輔 ⑤本社営業所 佐賀市高木瀬町大字東高木232番地1 ⑥平成22年10月12日 ⑦令和7年12月19日 ⑧60万円 ⑨300万円

以上9件

東京都港区赤坂4丁目2番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長 近藤 幸二

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和8年1月21日

記

〔掲載順序〕

①商号又は名称 ②免許証番号 ③（代表者の）氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社あおみ創建 ②愛知県知事(3)22240 ③代表取締役 杉浦久美 ④愛知県知立市新林町東新切1-18 ⑤1000万円 ⑥愛知県知事 ⑦愛知県知立市新林町東新切1-18 株式会社あおみ創建 代表取締役 杉浦久美

①有限会社龍興業 ②大阪府知事(2)60004 ③代表取締役 浦本宏次 ④大阪府八尾市二俣1-13 ⑤1000万円 ⑥大阪府知事 ⑦大阪府八尾市二俣1-13 有限会社龍興業 代表取締役 浦本宏次

第8期決算公告 令和8年1月21日
静岡県浜松市中央区高林1丁目8番43号
株式会社We will
代表取締役 杉浦 直樹
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	180,122
流動 資産	72,223
固定 資産	
資 産 合 計	252,346
負純 資産 及び部	
流動 負債	86,755
固定 負債	232,342
株主資本	△212,752
資本剰余金	29,900
資本準備金	19,900
利益剰余金	19,900
その他利益剰余金	△262,552
新株予約権	△262,552
(うち当期純損失)	(116,257)
負債・純資産合計	146,000
負 債・純資産合計	252,346

第2期決算公告 令和7年11月28日
静岡県富士宮市根原450番地の1
富士正酒造株式会社
代表取締役 菅間 大作
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	90,240
流動 資産	234,392
固定 資産	22,030
資 産 合 計	346,662
負純 資産 及び部	
流動 負債	11,711
固定 負債	371,367
株主資本	△36,416
資本剰余金	10,000
資本準備金	△46,416
利益剰余金	△46,416
その他利益剰余金	(18,792)
負債・純資産合計	346,662

第20期決算公告 令和7年11月26日
東京都千代田区神田錦町2-11
三洋テクノス株式会社
代表取締役 吉川 貴士
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	271,343
流動 資産	55,503
固定 資産	
資 産 合 計	326,847
負純 資産 及び部	
流動 負債	57,451
固定 負債	493
株主資本	△57,945
資本剰余金	268,901
資本準備金	10,000
利益剰余金	258,901
利益準備金	1,907
その他利益剰余金	256,993
(うち当期純利益)	(14,687)
純資産合計	268,901
負債・純資産合計	326,847

第31期決算公告 令和7年10月14日
三重県津市津興字南阿漕田213番地
株式会社セントラルリフォーム
代表取締役 富岡 昌文
貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	163,276
流動 資産	220,483
固定 資産	622
資 産 合 計	384,382
負純 資産 及び部	
流動 負債	87,115
固定 負債	125,804
株主資本	171,461
資本剰余金	12,000
資本準備金	159,461
利益剰余金	159,461
その他利益剰余金	(10,743)
合 計	384,382

第24期決算公告 令和7年11月17日
愛知県日進市竹の山一丁目2104番地
株式会社J U S T
代表取締役 富岡 昌文
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	888,089
流動 資産	361,592
固定 資産	1,051
資 産 合 計	1,250,733
負純 資産 及び部	
流動 負債	332,815
固定 負債	569,048
株主資本	348,869
資本剰余金	22,000
資本準備金	2,000
利益剰余金	324,869
利益準備金	331
その他利益剰余金	324,537
(うち当期純利益)	(59,549)
合 計	1,250,733

第1期決算公告 令和7年11月17日
名古屋市西区城西三丁目3番13号
株式会社ナイスメイトコーポレーション
代表取締役 富岡 昌文
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	757,240
流動 資産	196,413
固定 資産	2,946
資 産 合 計	956,600
負純 資産 及び部	
流動 負債	411,124
固定 負債	407,067
株主資本	138,408
資本剰余金	50,000
その他資本剰余金	54,717
利益剰余金	33,691
その他利益剰余金	33,691
(うち当期純利益)	(33,691)
合 計	956,600

第19期決算公告 令和8年1月21日
大阪市北区豊崎六丁目6番23号
北大阪印刷センタービル1階
株式会社J A M
代表取締役 山川 正則
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	217,482
流動 資産	26,435
資 産 合 計	243,918
負純 資産 及び部	
流動 負債	25,323
固定 負債	227,756
株主資本	△9,162
資本剰余金	18,350
資本準備金	15,350
利益剰余金	15,350
その他利益剰余金	△42,862
(うち当期純利益)	(2,510)
負債・純資産合計	243,918

第68期決算公告 令和8年1月21日
京都市左京区粟田口鳥居町65番地
株式会社美濃吉
代表取締役 佐竹 洋吉
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,003,737
流動 資産	2,330,683
資 産 合 計	3,334,421
負純 資産 及び部	
流動 負債	1,057,903
固定 負債	1,242,949
株主資本	1,033,568
資本剰余金	40,000
資本準備金	993,568
利益剰余金	20,000
利益準備金	973,568
その他利益剰余金	(68,990)
合 計	3,334,421

第20期決算公告 令和7年11月17日
滋賀県野洲市小篠原1992番地5
株式会社湖都コーポレーション
代表取締役 富岡 昌文
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	602,724
流動 資産	130,708
資 産 合 計	733,432
負純 資産 及び部	
流動 負債	309,833
固定 負債	308,115
株主資本	115,483
資本剰余金	50,000
利益剰余金	65,483
その他利益剰余金	65,483
(うち当期純利益)	(△49,081)
合 計	733,432

第32期決算公告 令和7年11月17日 愛知県名古屋市中区錦三丁目20番27号
株式会社アミリタホールディングス
代表取締役 富岡 昌文
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資産	271,593	流動 負債	351,182
固定 資産	1,579,622	固定 負債	1,195,608
資 産 合 計	1,858,404	資 産 合 計	1,858,404
資本	7,188	資本	315,207
資本剰余金		資本剰余金	64,745
資本準備金		資本準備金	34,745
利益剰余金		利益剰余金	34,745
評価・換算差額等		評価・換算差額等	215,717
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	200
評価・換算差額等		評価・換算差額等	215,517
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	(117,108)
評価・換算差額等		評価・換算差額等	△3,594
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	△3,594
資 産 合 計	1,858,404	負債・純資産合計	1,858,404

第24期決算公告 令和7年12月11日 東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー
シスコシステムズキャピタル株式会社
代表取締役 下村 章仁
貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資産	1,258,279	流動 負債	159,967
固定 資産	68,929	固定 負債	156,403
資 産 合 計	1,327,208	資 産 合 計	1,327,208
資本		資本	3,564
資本剰余金		資本剰余金	1,167,241
資本準備金		資本準備金	450,000
利益剰余金		利益剰余金	750,000
評価・換算差額等		評価・換算差額等	△32,759
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	△32,759
評価・換算差額等		評価・換算差額等	(267,004)
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	
資 産 合 計	1,327,208	負債・純資産合計	1,327,208

第7期決算公告

令和7年12月27日
東京都文京区本駒込二丁目28番45号
公益社団法人日本アイソートープ協会内
一般社団法人
日本医用アイソートープ開発準備機構
代表理事 山下 孝
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 89 固定資産 0 合計 89
負債及 びの 正部	流动負債 0 負債合計 0 基指定期限正味財産 1,000 一般正味財産 0 △910 正味財産合計 89 合計 89

第10期決算公告

令和8年1月21日
福島県喜多方市熱塩加納町相田字大森
5000番地
特定非営利活動法人ひめさゆりくらぶ
理事 昆野 克昭
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 322,205 固定資産 314,776 合計 636,981
負債及 びの 正部	流动負債 456,326 負債合計 456,326 前期繰越正味財産 280,659 当期正味財産増減額 △100,004 正味財産合計 180,655 合計 636,981

第21期決算公告 令和8年1月21日

福岡市中央区渡辺通五丁目10番18号

株式会社クロスエイジ

代表取締役 藤野 直人

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 280,449 固定資産 33,712 合計 314,162
負純 資産 及の び部	流动負債 226,058 負債合計 45,914 株主資本 42,189 益余金 30,000 その他利益 12,189 (うち当期純利益) 12,189 合計 314,162

第11期決算公告 令和8年1月21日

東京都港区芝大門二丁目9番16号
三汽船株式会社
代表取締役 田端 仁一

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,023 固定資産 0 合計 1,023
負純 資産 及の び部	流动负债 11 株主資本 1,011 資本剰余金 10 その他資本剰余金 23 利益剰余金 23 利益準備金 978 その他利益剰余金 2 負債・純資産合計 1,023

(注) 当期純利益 247百万円

第31期決算公告 令和8年1月21日

東京都港区赤坂4-8-10
株式会社ファミリー劇場
代表取締役社長 筋野 茂樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,951,129 固定資産 2,124 合計 1,953,253
負純 資産 及の び部	流动负债 208,311 负债合計 208,311 株主資本 1,744,942 資本剰余金 252,000 資本準備金 132,000 利益剰余金 132,000 その他利益剰余金 1,360,942 利益準備金 1,360,942 (うち当期純利益) (176,049) 純資産合計 1,744,942 負債・純資産合計 1,953,253

第89期決算公告 令和8年1月21日

東京都千代田区神田須町一丁目8番地
株式会社大和通信社
取締役社長 春原 弘

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,150 固定資産 2,441 合計 3,591
負純 資産 及の び部	流动负债 2,787 负债合計 82 株主資本 722 資本剰余金 30 利益準備金 1,204 (その他利益剰余金) (36) 自己株式 (1,168) △512 合計 3,591

(注) 当期純利益 35百万円

第1期決算公告

令和8年1月21日
東京都葛飾区新宿6-2-18-634
株式会社NOVA

代表取締役 南澤 嶽

貸借対照表の要旨
(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 15,186 固定資産 15,186
負純 資産 及の び部	流动负债 7,739 株主資本 7,447 資本剰余金 7,200 利益剰余金 247 その他利益剰余金 247 (うち当期純利益) (247)
負債・純資産合計	15,186

第48期決算公告

令和8年1月21日
東京都千代田区神田猿楽町二丁目8番8号
日建レンタコム株式会社

代表取締役 関山 正勝

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	13,275	流动负债	13,569
固定資産	33,314	负债合計	23,403
資産合計	46,589	株主資本	9,617
		資本剰余金	10
		その他資本剰余金	7,724
		利益剰余金	7,724
		その他利益剰余金	1,882
		評価・換算差額等	1
		その他の有価証券評価差額金	1
資産合計	46,589	負債・純資産合計	46,589

損益計算書の要旨

(自令和6年10月1日)
(至令和7年9月30日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	3,461
売上原価	2,241
売上総利益	1,220
販売費及び一般管理費	1,260
営業損失	40
営業外損益	69
常利益	29
特別損益	0
税引前当期純利益	29
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	7
当期純利益	19

第8期決算公告 令和7年11月27日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号

C X O バンク株式会社

代表取締役 中村 一之

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 102,397 固定資産 0 資産合計 102,397
負純 資産 及の び部	流动负债 11,983 固定负债 8,750 株主資本 81,663 資本剰余金 7,200 利益剰余金 74,463 その他利益剰余金 74,463 (うち当期純利益) (29,948)
負債・純資産合計	102,397

第58期決算公告

令和8年1月21日
東京都東久留米市八幡町二丁目11番73号
日建リース工業株式会社

代表取締役 金子 弘

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
流動資産	29,588
固定資産	68,835
資産合計	98,423
流动负债	37,318
负债合計	28,026
株主資本	33,110
資本剰余金	95
利益剰余金	11
評価・換算差額等	33,004
その他の有価証券評価差額金	13
繰延ヘッジ損益	32,991
負債・純資産合計	98,423

損益計算書の要旨

(自令和6年10月1日)
(至令和7年9月30日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	103,693
売上原価	78,341
売上総利益	25,352
販売費及び一般管理費	19,953
営業利益	5,399
営業外利益	△223
常利益	5,176
特別利益	△329
税引前当期純利益	4,847
法人税、住民税及び事業税	2,054
法人税等調整額	△139
当期純利益	2,932

決算公告

令和8年1月21日

群馬県渋川市伊香保町伊香保135番地

株式会社桂芳

(旧商号 有限公司桂芳)

代表取締役 木暮武太夫

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	121,123
	固定資産	11,193
	合計	132,316
負純 資産 及の び部	流动負債	19,381
	固定負債	0
	株主資本	112,934
	資本利益	5,500
	剰余金	107,434
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	107,434
	合計	132,316

準備金の額の減少公告
当社は、令和八年一月三十日を効力発生日とする株式会社木暮旅館、株式会社伊香保商事及び株式会社木暮との各株式交換以降「本株式交換」により資本準備金の額が増加する事を条件として、資本準備金の額について、「本株式交換による資本準備金の額を全額減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十一日
群馬県渋川市伊香保町伊香保135番地
代表取締役 木暮武太夫

第9期決算公告

令和7年11月27日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号

株式会社meetin

代表取締役 三浦 和広

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	171,377
	固定資産	4,596
	資産合計	175,973
負純 資産 及の び部	流动負債	10,483
	固定負債	165,489
	株主資本	5,000
	資本剰余金	6,000
	資本準備金	5,000
	その他資本剰余金	1,000
	利益剰余金	154,489
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	154,489
	合計	(2,772)
	負債・純資産合計	175,973

第11期決算公告

令和8年1月21日

東京都中央区銀座六丁目10番1号8階

株式会社リフレーミング

代表取締役 塩井辰男

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	114,587
	固定資産	20,433,564
	資産合計	20,548,151
負純 資産 及の び部	流动負債	12,137
	固定負債	1,540,000
	株主資本	18,996,014
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金 (うち当期純利益)	15,130,448
	合計	20,548,151

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三億五千万円、資本準備金の額を三億五千万円減少し、それぞれ一千円、〇円とすることにいたしました。株主総会の決議は、令和八年一月二十日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十一日
東京都中央区銀座六丁目一〇番一号八階
代表取締役 塩井辰男

第9期決算公告

令和7年11月27日

東京都新宿区西早稲田2丁目18番23号

株式会社MAKEV NEO

代表取締役 小松澤俊介

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	240,279
	固定資産	3,570
	資産合計	243,850
負純 資産 及の び部	流动負債	89,216
	固定負債	67,000
	株主資本	87,633
	資本剰余金	1,000
	その他資本剰余金 (うち当期純利益)	86,633
	合計	(61,485)
	負債・純資産合計	243,850

第60期決算公告

令和8年1月21日

京都市中京区富小路通三条下ル朝倉町539番地

株式会社山城

代表取締役 稲葉真平

貸借対照表の要旨(令和7年8月20日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	22,731,956
	固定資産	97,536,378
	合計	120,268,334
負純 資産 及の び部	流动負債	13,968,133
	固定負債	107,885,000
	株主資本	△1,584,799
	資本剰余金	11,400,000
	その他資本剰余金 (うち当期純損失)	△12,984,799
	合計	120,268,334

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を百四十万円減少し一千円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年二月二十八日であります。株主総会の決議は、令和七年十二月二十日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十一日
京都市中京区富小路通三条下ル朝倉町
五三九番地
代表取締役 稲葉真平

第4期決算公告

令和7年11月27日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号

株式会社Sales Crowd

代表取締役 三浦 和広

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	7,517
	固定資産	7,517
	資産合計	7,517
負純 資産 及の び部	流动負債	70
	固定負債	7,447
	株主資本	10,000
	資本剰余金	△2,552
	その他資本剰余金 (うち当期純損失)	△2,552
	合計	(605)
	負債・純資産合計	7,517

第67期決算公告

令和8年1月21日

岡山県岡山市北区下中野347番地104

平林金属株式会社

代表取締役 平林実

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	8,415
	固定資産	16,472
	合計	24,889
負純 資産 及の び部	流动負債	2,723
	固定負債	12,264
	株主資本	9,901
	資本剰余金	99
	その他資本剰余金 (うち当期純利益)	10,055
	自己株式	24
	合計	24,889

合併公告
左記のとおりです。
この合併して存続して乙は解散することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。
令和八年一月二十一日
岡山県岡山市北区下中野三四七番地一
○四番地
香川県仲多度郡まんのう町
(乙)有
限会
社公文三
平坂田
商六
実店一
実
地
代
取
締
役
平
林
金
屬
株
式
会
社

第3期決算公告

令和7年11月27日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号

株式会社キーパーソンマーケティング

代表取締役 石栗琢也

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	46,906
	固定資産	22,727
	資産合計	69,633
負純 資産 及の び部	流动負債	2,163
	固定負債	67,470
	株主資本	30,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金 (うち当期純利益)	7,470
	合計	(6,185)
	負債・純資産合計	69,633

第9期決算公告 令和7年11月27日
東京都新宿区西早稲田2丁目18番23号
株式会社シュフラン
代表取締役 小松澤俊介

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	13,341
	固定資産	20,000
	資産合計	33,341
負純 資 産 及 の び部	流动負債	658
	固定負債	13,000
	資本	19,682
	資本利益	40,000
	その他の利益	△20,317
	余金	△20,317
	(うち当期純損失)	(602)
	負債・純資産合計	33,341

第32期決算公告		
令和8年1月21日 愛媛県松山市辻町14番6号		
株式会社サンヨーアメニティ		
代表取締役 白石 詔幸		
貸借対照表の要旨		
(令和7年4月30日現在) (単位:千円)		
科	目	金額
資の 産部	流動資産	1,127,479
	固定資産	748,985
	資産合計	1,876,464
負純 資 産 及 の び部	流动負債	221,149
	固定負債	212,297
	資本	1,443,017
	資本利益	3,000
	その他の利益	1,440,017
	余金	1,440,017
	(うち当期純利益)	(160,442)
	負債・純資産合計	1,876,464

第4期決算公告 令和7年11月27日
東京都品川区上大崎二丁目13番30号
株式会社マーケメディア
代表取締役 三浦和広

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	263,620
	固定資産	87,093
	資産合計	350,714
負純 資 産 及 の び部	流动負債	12,700
	株主資本	338,013
	資本準備金	2,000
	資本剰余金	178,097
	資本準備金	8,853
	その他の資本剰余金	169,244
	利益剰余金	157,915
	その他利益剰余金	157,915
	(うち当期純利益)	(60,091)
	負債・純資産合計	350,714

第7期決算公告 令和8年1月21日
茨城県つくば市谷田部4385番地2
株式会社ヨコモ
代表取締役 湯原 伸悟

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,170,540
	固定資産	477,147
	資産合計	1,647,688
負純 資 産 及 の び部	流动負債	212,180
	株主資本	70,874
	資本準備金	1,364,632
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	875,972
	その他の資本剰余金	875,972
	利益剰余金	438,659
	その他利益剰余金	438,659
	(うち当期純利益)	(147,157)
	負債・純資産合計	1,647,688

第16期決算公告 令和7年11月27日
東京都新宿区西早稲田2丁目18番23号
株式会社マイクブイ・ホールディングス
代表取締役 小松澤俊介

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	79,322
	固定資産	49,890
	資産合計	129,212
負純 資 産 及 の び部	流动負債	13,580
	固定負債	151,394
	資本	△35,762
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	△45,762
	その他の利益剰余金	△45,762
	(うち当期純利益)	(18,733)
	負債・純資産合計	129,212

第7期決算公告 令和8年1月21日
福井市大町二丁目808番地102号室
株式会社ラキスピード
代表取締役 渡邊 健太

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	364,491
	固定資産	4,951
	資産合計	369,442
負純 資 産 及 の び部	流动負債	97,569
	固定負債	25,506
	資本	246,367
	資本剰余金	500
	資本準備金	245,867
	その他の資本剰余金	245,867
	(うち当期純利益)	(95,167)
	負債・純資産合計	369,442

第7期決算公告 令和7年11月27日
東京都品川区上大崎二丁目13番30号
ユニークキャリア株式会社
代表取締役 河本 洋輝

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	54,787
	固定資産	19,624
	資産合計	74,411
負純 資 産 及 の び部	流动負債	20,356
	固定負債	6,637
	資本	47,418
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	42,418
	その他の利益剰余金	42,418
	(うち当期純利益)	(22,350)
	合計	74,411

第16期決算公告 令和8年1月21日
東京都品川区西五反田二丁目25番1号
株式会社Jホールディングス
代表取締役 渡邊 健太

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,510,773
	固定資産	1,109,510
	資産合計	3,620,283
負純 資 産 及 の び部	流动負債	815,995
	固定資本	2,804,287
	資本剰余金	52,000
	資本準備金	47,000
	その他の資本剰余金	2,705,287
	(うち当期純利益)	(2,705,287)
	合計	3,620,283

吸収分割公告
左記会社は吸収分割一部を承継し、乙は全事業を承継する権利義務に一部を承継することにいたしましたので、甲は乙が公表された公告を承継する権利義務に一部を承継することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。本公司は、本公表された公告を承継する権利義務に一部を承継することにいたしました。

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしましたので、甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。本公司は、本公表された公告を承継することにいたしました。

合併公告
左記会社は合併して存続し、乙は解散することにいたしましたので、甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。本公司は、本公表された公告を承継することにいたしました。

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

第9期決算公告 令和8年1月21日
東京都品川区西五反田二丁目22番6号
アトラスター五反田2005号室
株式会社福コーポレーション

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	274,308
固定 資産	896,838
合 計	1,171,146
負純 資産 及の び部	
流動 負債	23,507
固定 負債	901,811
株主 資本	90,589
資本 余金	50,000
資本 準備金	49,000
利益 利益	49,000
その他の利益	△8,410
(うち当期純利益)	△8,410
評価・換算差額等	(11,683)
合 計	155,237

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を六億五〇〇〇万円、資本準備金の額を三〇億四三四四万一七五六円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月21日

東京都品川区西五反田二丁目22番6号
アトラスター五反田2005号室
株式会社福コーポレーション

代表取締役 福留 淳吉

第5期決算公告 令和8年1月21日
東京都文京区本郷5-25-13
スカイビジョンビル5階
株式会社C a T e

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	100,601
固定 資産	29,372
緑延 資産	380
合 計	130,354
負純 資産 及の び部	
流動 負債	32,242
固定 負債	39,383
株主 資本	58,728
資本 余金	100,000
資本 準備金	340,000
利益 利益	340,000
その他の利益	△381,271
(うち当期純損失)	△381,271
合 計	(217,215)

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八億六千五百万五百円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月21日

東京都文京区本郷5-25-13スカイビジョンビル5階
株式会社C a T e

代表取締役 寺嶋 一裕

第3期決算公告 令和8年1月21日
神奈川県横浜市南区宮元町
四丁目104番地1
株式会社t i f f

代表取締役 池上 浩史

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	4,661
固定 資産	247,017
合 計	251,678
負純 資産 及の び部	
流動 負債	20,222
固定 負債	42,602
株主 資本	188,853
資本 余金	100,000
資本 準備金	121,000
利益 利益	121,000
その他の利益	△32,146
(うち当期純損失)	△32,146
合 計	(26,938)

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を金一億二千一百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月21日

神奈川県横浜市南区宮元町四丁目104番地1
株式会社t i f f

代表取締役 池上 浩史

第14期決算公告

令和8年1月21日

福島県郡山市安積北井一丁目24番地

株式会社N C I

代表取締役 佐久間弘一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	1,164,935
固定 資産	502,397
合 計	1,667,332
負純 資産 及の び部	
流動 負債	435,531
固定 負債	337,892
株主 資本	893,909
資本 余金	50,000
資本 準備金	843,910
利益 利益	1,507
その他の利益	842,403
(うち当期純利益)	(144,114)
合 計	1,667,332

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千七百八十万円減少し五千円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。
効力発生日は令和8年2月22日であり、株主総会の決議は、令和8年1月6日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和8年1月21日

福島県郡山市安積北井一丁目24番地
株式会社N C I

代表取締役 佐久間弘一

第3期決算公告 令和7年11月27日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号

株式会社営業窓口

代表取締役 濱田 裕

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	9,844
合 計	9,844
負純 資産 及の び部	
流動 負債	1,528
固定 負債	8,315
株主 資本	10,000
資本 余金	△1,684
資本 準備金	△1,684
利益 利益	△1,684
その他の利益	(1,166)
合 計	9,844

第3期決算公告 令和7年11月27日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号

株式会社市場分析研究所

代表取締役 中村光太郎

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	17,555
合 計	17,555
負純 資産 及の び部	
流動 負債	567
固定 負債	16,988
株主 資本	15,000
資本 余金	15,000
資本 準備金	15,000
利益 利益	△13,011
その他の利益	△13,011
(うち当期純利益)	(2,050)
合 計	17,555

第2期決算公告 令和7年11月27日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号

株式会社M & A ミライ・パートナーズ

代表取締役 宮下 陽一

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	9,018
合 計	9,018
負純 資産 及の び部	
流動 負債	70
固定 負債	8,948
株主 資本	10,000
資本 余金	△1,051
資本 準備金	△1,051
利益 利益	(578)
その他の利益	(578)
合 計	9,018

第16期決算公告 令和7年11月27日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号

株式会社P M I ソリューションズ

代表取締役 津田 貴史

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	1,262
合 計	1,262
負純 資産 及の び部	
流動 負債	29,819
固定 負債	142,572
株主 資本	△171,129
資本 余金	10
資本 準備金	△171,139
利益 利益	△171,139
その他の利益	(7,452)
合 計	1,262

第31期決算公告

令和8年1月21日
埼玉県さいたま市岩槻区本町四丁目8番24号

ヤマキチ商事株式会社
代表取締役 鈴木 健仁

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	131
	固定資産	194
	合計	325
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 資本 資本 利益 その他の利益 (うち当期純利益)	159 112 52 3 49 49 (3)
	合計	325

第40期決算公告

令和8年1月21日
静岡県沼津市三園町13番35号

雄大グループ株式会社

代表取締役 土屋雄二郎

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	266,375
	固定資産	3,965,387
	合計	4,231,763
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 資本 資本 利益 その他の利益 (うち当期純利益)	380,267 1,800 1,592,502 2,258,993 50,000 2,208,993 2,208,993 (145,450)
	合計	4,231,763

第55期決算公告 令和8年1月21日

青森県青森市堤町2丁目1番3号

イーデライト株式会社

代表取締役 佐藤 俊樹

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	44,960
	固定資産	122,186
	合計	167,146
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余资本 准备金 其他利益剩余金 (うち当期纯利益)	60,671 214,133 △107,658 26,105 16,105 △149,868 140 △150,008 (24,212)
	合計	167,146

第34期決算公告 令和8年1月21日

青森県青森市堤町2丁目1番3号

M i K株式会社

代表取締役 村元 裕

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,626,164
	固定資産	5,446,739
	合計	20,886
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余资本 准备金 其他利益剩余金 (うち当期纯利益)	1,532,237 2,089,194 3,472,358 48,000 7,200 3,417,158 7,750 3,409,408 (578,625)
	合計	7,093,789

第11期決算公告 令和8年1月21日

東京都目黒区中目黒三丁目6番1号

株式会社FTG HOLDINGS

代表取締役 李 純哲

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	119,024
	固定資産	22,854
	合計	141,879
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余资本 准备金 其他资本剩余金 利息剩余金 其他利息剩余金 (うち当期纯损失)	445 141,434 9,000 6,446 1,000 5,446 125,988 125,988 125,988 (15)
	合計	141,879

第7期決算公告 令和8年1月21日

東京都渋谷区東一丁目2番20-1203号

株式会社LEE HOLDINGS

代表取締役 李 純哲

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	109,332
	固定資産	68,776
	合計	178,109
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余资本 准备金 其他资本剩余金 利息剩余金 其他利息剩余金 (うち当期纯损失)	91,159 95,046 △8,097 9,000 3,650 1,000 2,650 △20,747 △20,747 (8,387)
	合計	178,109

第2期決算公告

令和8年1月21日

大阪市港区波除四丁目2番27号3F

株式会社T - c r e A r

代表取締役 高濱 友弘

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	2,258
	繰延資産	784
	合計	3,042
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余资本 准备金 其他资本剩余金 利息剩余金 其他利息剩余金 (うち当期纯损失)	11,156 △8,113 5,000 △13,113 △13,113 (3,395)
	合計	3,042

第2期決算公告 令和8年1月21日

大阪市港区波除四丁目2番27号2F

株式会社T' CREW

代表取締役 高濱 友弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	33,225
	固定資産	500
	合計	33,725
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余资本 准备金 其他资本剩余金 利息剩余金 其他利息剩余金 (うち当期纯损失)	29,291 4,433 1,000 3,433 3,433 (2,571)
	合計	33,725

新設分割告白
当社は、新設分割により新設するグラン
ジャーブループ株式会社(本店)、静岡県沼津
市高島本町一二番二号にに対して当社の教
育及び人材関連事業に関する権利義務を承継
させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し乙は解散することにいたし
ました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

乙部が管掌する事業に関する権利義務を承継し
これを承継することにいたしました。この会社
分割に異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し乙は解散することにいたし
ましたので公表します。この合併に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

第61期決算公告

令和8年1月21日

名古屋市瑞穂区桃園町6番23号

株式会社パロマ

代表取締役 小林 弘明

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	70,044	流动負債	20,696
固定資産	103,550	賞与引当金	477
延資産	4	製品保証引当金	2,606
		その他の	17,613
		固定負債	3,414
		退職給付引当金	680
		役員退職慰労引当金	932
		その他の	1,800
		負債合計	24,111
		株主資本	143,026
		資本金	86
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	142,939
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	142,918
		評価・換算差額等	6,461
		その他有価証券評価差額金	6,461
		純資産合計	149,488
資産合計	173,599	負債・純資産合計	173,599

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	71,295	経常利益	4,587
売上原価	57,375	特別利益	—
売上総利益	13,920	特別損失	134
販売費及び一般管理費	12,882	税引前当期純利益	4,452
営業利益	1,037	法人税、住民税及び事業税	1,492
営業外収益	3,610	法人税等調整額	53
営業外費用	61	当期純利益	2,907

合併公
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和8年1月21日
名古屋市瑞穂区桃園町六番二三号
(甲) 株式会社パロマ
代表取締役 小林 弘明
(乙) パロマ販売株式会社
代表取締役 浦川 拓也

第37期決算公告 令和8年1月21日
名古屋市瑞穂区桃園町6番23号
パロマ販売株式会社
代表取締役 浦川 拓也
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
流動資産	2,465
固定資産	13
合 計	2,478
流動負債	2,105
固定負債	0
資本	372
資本	310
利益剰余金	62
その他利益剰余金	62
(うち当期純利益)	(16)
評価・換算差額等	0
その他有価証券評価差額金	0
合 計	2,478

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

この度、2026年1月15日(木)23時59分をもって「TanZak」のサービスを終了させていただきました。今までご愛顧いただきましたお客様には深く御礼申し上げます。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、以下のとおり、アプリ内の専用通貨「コイン」(有償分)の未使用残高の払戻しを行います。

■ 払戻しを行う前払式支払手段発行者の称号

株式会社集英社

■ 払戻し対象となる前払式支払手段の種類

集英社(iOSアプリ「TanZak」)

集英社(Androidアプリ「TanZak」)

※2026年1月15日23時59分時点での未使用の「有償コイン」に限ります。

※「有償コイン」の個数は、「TanZak」アプリ内の「設定」ページより確認いただけます。

※「有償コイン」以外のコインや定額読み放題のプレミアムプランは払戻し対象外です。

■ 払戻しの申し込み受付期間

2026年1月21日(水)12時00分～2026年4月30日(木)23時59分まで

※上記期間内に払い戻しのお申込みがない場合は、この払い戻し手続から除外されます。

■ 払戻しの申込みの方法

TanZakアプリ内の「お問い合わせ」で起動した問い合わせメールの問い合わせ内容欄に、以下の必要事項を正しくご入力の上、メールを送信してください。

- ・振込先口座情報(金融機関名/支店名/支店番号/預金種別/口座番号/口座名義(カタカナ))
- ・氏名(漢字表記と読み仮名)
- ・電話番号

※メール本文の冒頭に自動で入力されている“IDFV”、“OSバージョン”、“アプリバージョン”的項目は、それをもとにコインの状況を確認するためのものですので、絶対に消したり書き足したりしないでください。
万が一情報を変更してしまった場合は適切な対応ができなくなりますため、お手数ですが再度同じ手順でお申込みをお願いいたします。

※払戻しの申込みは、1端末につき1つのユーザーIDに対応しています。複数の端末で利用されている場合は、端末ごとに1回ずつ申込みをしてください。

※払戻しが完了するまではアプリのアンインストールは行わないよう、お願ひいたします。アンインストールしますと、2026年1月21日以降はアプリの再ダウンロードができなくなりますので、お気をつけください。

■ 払戻しの方法

払戻し申出期間経過後の2026年5月1日以降、弊社指定の手続きが完了した後、株一ツ橋企画より、お客様が指定された日本国内の金融機関口座への振込みにより払戻しを行います。

*振込手数料は弊社が負担します。

*払戻しのお申出の際に入力いただいた個人情報は、返金手続及びお問い合わせへの回答のためにのみ利用いたします。払い戻し後は、当社プライバシーポリシーに則り、適切に破棄いたします。

■ 本件に関するお問い合わせ先

「TanZak」お問い合わせ係

アプリ内のお問い合わせフォーム、または下記メールアドレスよりお問い合わせをお願いいたします。

メールアドレス: support@tanzak.jp

以上、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社集英社

第3期決算公告

令和8年1月21日
佐賀県佐賀市南佐賀二丁目15-18
株式会社BARANGAY
代表取締役 岸 誠

貸借対照表の要旨(令和7年11月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 10,812 固定資産 502,077
資産合計	512,889
負純 資産 及の び部	流动負債 16,819,469 固定負債 9,200,000 株主資本 △25,506,580 資本剰余金 5,000,000 利益剰余金 △30,506,580 その他利益剰余金 △30,506,580 (うち当期純損失) (277,280)
負債・純資産合計	512,889

第1期決算公告

令和8年1月21日
佐賀県佐賀市南佐賀二丁目15-18
株式会社Barangay九州
代表取締役 岸 誠

貸借対照表の要旨(令和7年11月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 10,544,658 固定資産 10,544,658
資産合計	10,544,658
負純 資産 及の び部	流动負債 841,431 固定負債 17,000,000 株主資本 △7,296,773 資本剰余金 5,000,000 利益剰余金 △12,296,773 その他利益剰余金 △12,296,773 (うち当期純損失) (12,296,773)
負債・純資産合計	10,544,658

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第4期決算公告 令和8年1月21日
岐阜県大垣市南郷町一丁目100番地4 MURA株式会社
代表取締役 逸見 瑞麻

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 643,864 固定資産 374,945
資産合計	1,018,809
負純 資産 及の び部	流动負債 87,562 固定負債 330,429 株主資本 600,818 資本剰余金 111,724 資本準備金 368,154 その他資本剰余金 122,509 利益剰余金 245,645 その他利益剰余金 120,938 (うち当期純利益) 120,938 (33,065)
負債・純資産合計	1,018,809

第1期決算公告 令和8年1月21日
東京都渋谷区円山町5番5号 Navi 渋谷V3階
B Fashion株式会社
代表取締役 逸見 瑞麻

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 10 固定資産 10
資産合計	10
負純 資産 及の び部	流动負債 357 固定負債 △347 株主資本 10 資本剰余金 △357 利益剰余金 △357 その他利益剰余金 (357) (うち当期純損失) (357)
負債・純資産合計	10

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決算公告 令和8年1月21日
東京都港区六本木5-11-31
株式会社フードイズム
代表取締役 跡部美樹雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 49,860 固定資産 16,440
資産合計	66,300
負純 資産 及の び部	流动負債 29,057 固定負債 198,567 株主資本 △161,323 資本剰余金 10,000 利益剰余金 △171,323 その他利益剰余金 △171,323 (うち当期純損失) (14,581)
合計	66,300

決算公告 令和8年1月21日
東京都港区六本木5-11-31
株式会社フードイズムラボ
代表取締役 跡部美樹雄

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 79,903 固定資産 2,937
資産合計	82,841
負純 資産 及の び部	流动負債 34,438 固定負債 33,480 株主資本 14,922 資本剰余金 10,000 利益剰余金 4,922 その他利益剰余金 4,922 (うち当期純利益) (37,650)
合計	82,841

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

最終貸借対照表 令和8年1月21日
岡山市中区藤崎673番地 株式会社植田板金店

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 8,943 固定資産 411
資産合計	9,354
負純 資産 及の び部	流动負債 2,220 固定負債 35,335 株主資本 △28,201 資本剰余金 30,000 利益剰余金 △58,201 その他利益剰余金 △58,201 (うち当期純損失) (2,689)
合計	9,354

最終貸借対照表 令和8年1月21日
岡山市中区藤崎673番地 株式会社植田板金店

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 643 固定資産 771 合計 1
負純 資産 及の び部	流动負債 553 固定負債 745 株主資本 117 資本剰余金 30 利益剰余金 5 その他利益剰余金 5 (うち当期純利益) 82 合計 1
合計	1,416

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 左記のとおりです。

群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町八二一番地
代表取締役 小林 範之
(内) 株式会社セプト

（甲）株式会社平成化成
代表取締役 西野 貴司
（乙）株式会社平成化成
代表取締役 小林 範之
（丙）株式会社セプト

令和八年一月二十一日

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙・丙）下記のとおりです。

令和八年一月二十一日

第24期決算公告

令和8年1月21日

群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町821番地
株式会社セプト

代表取締役 小林 範之
貸借対照表の要旨

(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	151,844
	固定資産	3,084
負純資産 及の び部	合計	154,928
	資本	107,299
資本 利	資本	47,629
	利益	10,000
資本 利	利益	37,629
	その他利益	37,629
資本 利	その他利益	(4,521)
	純利益	154,928

第35期決算公告

令和8年1月21日

群馬県伊勢崎市曲沢町762番地2

株式会社平成化成

代表取締役 小林 範之

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	558,165
	固定資産	292,409
負純資産 及の び部	合計	850,574
	資本	334,657
資本 利	資本	23,351
	利益	492,565
資本 利	利益	10,000
	その他利益	482,565
資本 利	その他利益	482,565
	純利益	(51,084)
資本 利	合計	850,574
	資本	14,711
資本 利	資本	960
	利益	19,060
資本 利	利益	18,000
	その他利益	1,060
資本 利	その他利益	1,060
	純損失	(2,214)
資本 利	合計	34,732
	資本	33,049
資本 利	資本	1,683
	利益	34,732

第28期決算公告

令和8年1月21日

東京都港区芝浦四丁目15番33号

ボサード株式会社

代表取締役 藤本 翔平

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	741
	固定資産	259
負純資産 及の び部	合計	1,000
	資本	81
負純資産 及の び部	負債	298
	資本	621
負純資産 及の び部	利益	98
	利益	523
負純資産 及の び部	その他利益	25
	その他利益	498
負純資産 及の び部	純利益	(11)
	合計	1,000

第31期決算公告

令和8年1月21日

富山県射水市三ヶ2191番地2

富山日石ガスセンター株式会社

代表取締役 堀 剛通

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	33,049
	固定資産	1,683
負純資産 及の び部	合計	34,732
	資本	14,711
負純資産 及の び部	負債	960
	資本	19,060
負純資産 及の び部	利益	18,000
	利益	1,060
負純資産 及の び部	その他利益	1,060
	純損失	(2,214)
負純資産 及の び部	合計	34,732
	資本	33,049
負純資産 及の び部	負債	1,683
	資本	34,732

第42期決算公告

令和8年1月21日

和歌山県西牟婁郡白浜町中1701番3

クオリティソフト株式会社

代表取締役 浦 聖治

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1,527,382
	固定資産	1,573,650
負債及び純資産の部	合計	4,532
	資本	1,287,726
資本 利	資本	84,531
	利益	806,775
資本 利	利益	93,031
	その他利益	211,227
資本 利	その他利益	1,011,490
	純利益	112,035
資本 利	純利益	329,942
	評価・換算差額等	329,942
資本 利	評価・換算差額等	569,513
	その他利益	14,789
資本 利	その他利益	554,723
	純利益	(56,628)
資本 利	純利益	△427
	その他利益	△427
資本 利	合計	3,105,565
	資本	3,105,565

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）

令和八年一月二十一日
和歌山県西牟婁郡白浜町中1701番3
（甲） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（乙） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（丙） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（丁） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（戊） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（己） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（庚） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（辛） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（壬） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（癸） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（甲） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（乙） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（丙） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（丁） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（戊） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（己） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（庚） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（辛） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（壬） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（癸） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（甲） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（乙） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（丙） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（丁） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（戊） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（己） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（庚） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（辛） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（壬） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（癸） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（甲） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（乙） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（丙） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（丁） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（戊） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（己） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（庚） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（辛） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（壬） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（癸） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（甲） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（乙） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（丙） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（丁） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（戊） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（己） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（庚） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（辛） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（壬） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（癸） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（甲） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（乙） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（丙） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（丁） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（戊） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（己） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（庚） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（辛） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（壬） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（癸） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（甲） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（乙） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（丙） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（丁） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（戊） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（己） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（庚） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（辛） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（壬） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（癸） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（甲） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（乙） システムインテリジェント株式会社
代表取締役 園部 真

（丙） クオリティソフト株式会社
代表取締役 浦 聖治

（丁） システムインテリジェント